

風水害対策

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p style="text-align: center;">2節 防災の基本理念及び施策の概要</p> <p>2 市、県及び防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置を講ずる。</p> <p>○ 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や<u>子ども、性的マイノリティのほか</u>高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立</p> <p style="text-align: center;">風-3</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p style="text-align: center;">2節 防災の基本理念及び施策の概要</p> <p>2 市、県及び防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置を講ずる。</p> <p>○ 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立</p> <p style="text-align: center;">風-3</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

修正後	修正前	修正理由																
<p style="text-align: center;">第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>5 指定地方行政機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">(15) 関東地方整備局 北陸地方整備局 中部地方整備局</td> <td> <p>ア 災害予防</p> <p>(ア) 所管施設の耐震性の確保。<u>○</u></p> <p>(イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進。<u>○</u></p> <p>(ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施。<u>○</u></p> <p>(エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定。<u>○</u></p> <p>(オ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定。<u>○</u></p> <p>イ 応急・復旧</p> <p>(ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施。<u>○</u></p> <p>(イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保。<u>○</u></p> <p>(ウ) 所管施設の緊急点検の実施。<u>○</u></p> <p>(エ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施。<u>○</u></p> </td> </tr> <tr> <td>(18) 第九管区海上保安部</td> <td>災害時における救助及び救援に関すること。<u>○</u></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">風-7</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>7 指定公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">機関の名称</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(4) 電気通信事業者</td> <td>(NTT東日本株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク株、</td> </tr> </table>	(15) 関東地方整備局 北陸地方整備局 中部地方整備局	<p>ア 災害予防</p> <p>(ア) 所管施設の耐震性の確保。<u>○</u></p> <p>(イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進。<u>○</u></p> <p>(ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施。<u>○</u></p> <p>(エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定。<u>○</u></p> <p>(オ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定。<u>○</u></p> <p>イ 応急・復旧</p> <p>(ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施。<u>○</u></p> <p>(イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保。<u>○</u></p> <p>(ウ) 所管施設の緊急点検の実施。<u>○</u></p> <p>(エ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施。<u>○</u></p>	(18) 第九管区海上保安部	災害時における救助及び救援に関すること。 <u>○</u>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(4) 電気通信事業者	(NTT東日本株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク株、	<p style="text-align: center;">第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>5 指定地方行政機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">(15) 関東地方整備局 北陸地方整備局 中部地方整備局</td> <td> <p>ア 災害予防</p> <p>(ア) 所管施設の耐震性の確保</p> <p>(イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進</p> <p>(ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</p> <p>(エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定</p> <p>(オ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定</p> <p>イ 応急・復旧</p> <p>(ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施</p> <p>(イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保</p> <p>(ウ) 所管施設の緊急点検の実施</p> <p>(エ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施</p> </td> </tr> <tr> <td>(18) 第九管区海上保安部</td> <td>災害時における救助及び救援に関すること</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">風-7</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>7 指定公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">機関の名称</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(4) 電気通信事業者</td> <td>(東日本電信電話株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク株、</td> </tr> </table>	(15) 関東地方整備局 北陸地方整備局 中部地方整備局	<p>ア 災害予防</p> <p>(ア) 所管施設の耐震性の確保</p> <p>(イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進</p> <p>(ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</p> <p>(エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定</p> <p>(オ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定</p> <p>イ 応急・復旧</p> <p>(ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施</p> <p>(イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保</p> <p>(ウ) 所管施設の緊急点検の実施</p> <p>(エ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施</p>	(18) 第九管区海上保安部	災害時における救助及び救援に関すること	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(4) 電気通信事業者	(東日本電信電話株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク株、	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p> <p>県防災計画の変更に伴う変更</p>
(15) 関東地方整備局 北陸地方整備局 中部地方整備局	<p>ア 災害予防</p> <p>(ア) 所管施設の耐震性の確保。<u>○</u></p> <p>(イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進。<u>○</u></p> <p>(ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施。<u>○</u></p> <p>(エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定。<u>○</u></p> <p>(オ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定。<u>○</u></p> <p>イ 応急・復旧</p> <p>(ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施。<u>○</u></p> <p>(イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保。<u>○</u></p> <p>(ウ) 所管施設の緊急点検の実施。<u>○</u></p> <p>(エ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施。<u>○</u></p>																	
(18) 第九管区海上保安部	災害時における救助及び救援に関すること。 <u>○</u>																	
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																	
(4) 電気通信事業者	(NTT東日本株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク株、																	
(15) 関東地方整備局 北陸地方整備局 中部地方整備局	<p>ア 災害予防</p> <p>(ア) 所管施設の耐震性の確保</p> <p>(イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進</p> <p>(ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</p> <p>(エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定</p> <p>(オ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定</p> <p>イ 応急・復旧</p> <p>(ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施</p> <p>(イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保</p> <p>(ウ) 所管施設の緊急点検の実施</p> <p>(エ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施</p>																	
(18) 第九管区海上保安部	災害時における救助及び救援に関すること																	
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																	
(4) 電気通信事業者	(東日本電信電話株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク株、																	

	楽天モバイル(株)) ア 電気通信設備の保全に関する事 イ 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関する事		楽天モバイル(株)) ア 電気通信設備の保全に関する事 イ 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関する事	県防災計画の変更に伴う変更 分社化に伴う修正											
(6) <u>電力会社</u>	<u>(中部電力(株)、中部電力パワーグリッド(株)、東京電力リニューアブルパワー(株))</u> ア 電力施設の保全、保安に関する事 イ 電力の供給に関する事 <u>ウ ダム操作等防災に関する事。</u>	(6) <u>中部電力パワーグリッド(株)</u> (松本支社安曇野営業所)	ア 電力施設の保全、保安に関する事 イ 電力の供給に関する事												
風-8		風-8													
8 指定地方公共機関 <table border="1" data-bbox="166 674 1359 1058"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 土地改良区</td> <td>ア ため池、ダム及び水門の防災に関する事。 イ <u>排水機場の改良及び復旧に関する事。</u></td> </tr> <tr> <td>(3) 放送会社</td> <td>(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、<u>((株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルビジョン、(株)Goolight)</u> 天気予報及び警報、災害情報等広報に関する事。</td> </tr> </tbody> </table>		機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱		(1) 土地改良区	ア ため池、ダム及び水門の防災に関する事。 イ <u>排水機場の改良及び復旧に関する事。</u>	(3) 放送会社	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、 <u>((株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルビジョン、(株)Goolight)</u> 天気予報及び警報、災害情報等広報に関する事。	8 指定地方公共機関 <table border="1" data-bbox="1397 583 2591 848"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 土地改良区</td> <td>ため池、ダム及び水門の防災に関する事。</td> </tr> <tr> <td>(3) 放送会社</td> <td>(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、<u>あづみ野テレビ(株)、あづみ野エフエム放送(株)</u> 天気予報及び警報、災害情報等広報に関する事。</td> </tr> </tbody> </table>		機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(1) 土地改良区	ため池、ダム及び水門の防災に関する事。	(3) 放送会社
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱														
(1) 土地改良区	ア ため池、ダム及び水門の防災に関する事。 イ <u>排水機場の改良及び復旧に関する事。</u>														
(3) 放送会社	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、 <u>((株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルビジョン、(株)Goolight)</u> 天気予報及び警報、災害情報等広報に関する事。														
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱														
(1) 土地改良区	ため池、ダム及び水門の防災に関する事。														
(3) 放送会社	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、 <u>あづみ野テレビ(株)、あづみ野エフエム放送(株)</u> 天気予報及び警報、災害情報等広報に関する事。														
風-9		風-9													
9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 <table border="1" data-bbox="166 1190 1359 1287"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(4) <u>金融機関</u></td> <td>被災事業者等に対する資金融資に関する事。</td> </tr> </tbody> </table>		機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(4) <u>金融機関</u>	被災事業者等に対する資金融資に関する事。	9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 <table border="1" data-bbox="1397 1115 2591 1287"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(4) <u>八十二銀行、松本信用金庫、長野県信用組合、長野銀行、長野県労働金庫</u></td> <td>被災事業者等に対する資金融資に関する事。</td> </tr> </tbody> </table>		機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(4) <u>八十二銀行、松本信用金庫、長野県信用組合、長野銀行、長野県労働金庫</u>	被災事業者等に対する資金融資に関する事。				
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱														
(4) <u>金融機関</u>	被災事業者等に対する資金融資に関する事。														
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱														
(4) <u>八十二銀行、松本信用金庫、長野県信用組合、長野銀行、長野県労働金庫</u>	被災事業者等に対する資金融資に関する事。														
風-10		風-9													

修正後	修正前	修正理由
<p align="center">第4節 防災面からみた安曇野市の概況</p> <p>第2 社会的条件</p> <p>1 人口</p> <p>当市の人口は、令和<u>6.7</u>年4月1日現在で <u>95,95395,555</u> 人となっている。人口推計では、当市の人口は今後減少していくことが見込まれる一方、老年人口割合は上昇の一途をたどることが想定される。</p> <p align="right">風-11</p>	<p align="center">第4節 防災面からみた安曇野市の概況</p> <p>第2 社会的条件</p> <p>1 人口</p> <p>当市の人口は、令和<u>6.7</u>年4月1日現在で <u>95,95395,555</u> 人となっている。人口推計では、当市の人口は今後減少していくことが見込まれる一方、老年人口割合は上昇の一途をたどることが想定される。</p> <p align="right">風-11</p>	<p align="center">年度修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 風水害に強いまちづくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】(全部局、松本広域消防局)</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p><u>h 宅地造成及び特定盛土等規則法に基づく既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じて、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察を行う。また、これらを踏まえ、危険な盛土等について、災害を防止するために必要な措置を行う。</u>その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。</p> <p style="text-align: center;">風-18</p> <p><u>k アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流出により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。</u></p> <p><u>1</u> 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</p> <p style="text-align: center;">風-19</p> <p>イ 【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>d <u>宅地造成及び特定盛土等規則法に基づく既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じて、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。さらに、その内容について市町村と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。</u></p> <p><u>g アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水施設の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流出により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。</u></p> <p><u>h</u> 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 風水害に強いまちづくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】(全部局、松本広域消防局)</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p><u>h 危険な盛土が確認された場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を措置を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">風-18</p> <p><u>1</u> 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</p> <p style="text-align: center;">風-19</p> <p>イ 【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>d <u>危険な盛土が確認された場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について市町村と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。</u></p> <p><u>g</u> 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p> <p>県防災計画の変更に伴う変更</p> <p>県防災計画の変更に伴う変更</p> <p>県防災計画の変更</p> <p>県防災計画の変更</p>

<p style="text-align: center;">風-22</p> <p>ウ 【関係機関が実施する計画】</p> <p>(イ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>e 災害拠点病院は、通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくものとする。</p> <p>また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくものとする。</p> <p>なお、<u>浸水想定区域（洪水・雨水出水）に所在する場合は、風水害が生じた際の被災を軽減するため、止水版等の設置による止水対策や自家発電機等の高所移設、排水ポンプ設置等による浸水対策を講じるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">風-26</p>	<p style="text-align: center;">風-21～22</p> <p>ウ 【関係機関が実施する計画】</p> <p>(イ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>e 災害拠点病院は、通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくものとする。</p> <p>また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくものとする。</p> <p>なお、<u>自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。</u></p> <p style="text-align: center;">風-25</p>	<p>更に伴う変更</p> <p>県防災計画の変更に伴う変更</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>(オ) 「<u>長野県</u>防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。</p> <p>(カ) <u>国関係機関、市町村及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム(SOBO-WEB)に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。</u></p> <p>(キ) 雨量情報、土砂災害警戒情報及び砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。</p> <p>(ク) 市内各地を熟知している郵便局職員の協力を得て、災害時における被災者等の情報収集、情報交換を図る。</p> <p style="text-align: center;">風-29</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(ウ) 市町村に派遣する情報連絡員が、円滑に情報収集・連絡等の活動が行うことができ</p>	<p style="text-align: center;">第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>(オ) 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。</p> <p>(カ) 雨量情報、土砂災害警戒情報及び砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。</p> <p>(キ) 市内各地を熟知している郵便局職員の協力を得て、災害時における被災者等の情報収集、情報交換を図る。</p> <p style="text-align: center;">風-29</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(ウ) 市町村に派遣する情報連絡員が、円滑に情報収集・連絡等の活動が行うことができ</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

<p>るよう体制の整備を行う。(危機管理部)</p> <p>(オ) <u>目視、撮影により情報を収集するため、航空機、無人航空機等の効果的な運用を推進する。(全部局)</u></p> <p>(ケ) 「<u>長野県</u>防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。(危機管理部)</p> <p>(コ) <u>国関係機関、市町村及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム(SOBO-WEB)に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。(全部局)</u></p> <p>(サ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。(危機管理部)</p> <p>(シ) 発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)等の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。(危機管理部)</p> <p style="text-align: center;">風-30</p>	<p>るよう体の整備を行う。(危機管理部)</p> <p>(オ) <u>映像による情報を収集するため、ヘリコプターテレビシステムの効果的運用を推進する。(警察本部)</u></p> <p>(ケ) 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。(危機管理部)</p> <p>(コ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。(危機管理部)</p> <p>(サ) 発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)等の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。(危機管理部)</p> <p style="text-align: center;">風-30</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>
<p>(2) 実施計画</p> <p>ア【市が実施する計画】(危機管理課)</p> <p>(エ) <u>通信が途絶している地域で、派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、風水害時を想定した非常通信訓練を行う。</u></p> <p>(オ) <u>衛星携帯電話、携帯電話、MCA移動無線、公共安全LTE(PS-LTE)公共安全モバイル等の移動系の応急対策機器の整備を図る。</u></p> <p>(キ) <u>東日本電信電話(株)NTT 東日本(株)</u>等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。</p> <p>イ【県が実施する計画】</p> <p>(エ) <u>通信が途絶している地域で、派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、風水害時を想定した非常通信訓練を行う。(危機管理部、警察本部)</u></p> <p>(オ) 衛星携帯電話、携帯電話、MCA移動無線、<u>公共安全モバイル</u>等の移動系の応急対策機器の整備を図る。</p>	<p>(2) 実施計画</p> <p>ア【市が実施する計画】(危機管理課)</p> <p>(エ) 風水害時を想定した非常通信訓練を行う。</p> <p>(オ) <u>NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておく。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。</u></p> <p>(キ) <u>東日本電信電話(株)</u>等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。</p> <p>イ【県が実施する計画】</p> <p>(エ) 風水害時を想定した非常通信訓練を行う。(危機管理部、警察本部)</p> <p>(オ) 衛星携帯電話、携帯電話、MCA移動無線、<u>公共安全LTE(PS-LTE)</u>等の移動系の応急対策機器の整備を図る。</p> <p>(カ) <u>東日本電信電話(株)</u>等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

<p>(カ) <u>東日本電信電話(株)NTT 東日本(株)</u>等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておく。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。</p> <p style="text-align: center;">風-31</p>	<p>については、その運用方法等について習熟しておく。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。</p> <p style="text-align: center;">風-31</p>	
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第5節 広域相互応援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災関係機関相互の連携体制整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市、県及び関係機関が実施する計画】(危機管理課、松本広域消防局)</p> <p><u>(オ) 応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、協定等を活用し、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として利用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。(県・市町村)</u></p> <p>(カ) 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。</p> <p><u>(キ) 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">風-38～39</p> <p>3 県内外消防本部間の消防相互応援体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】(危機管理部)</p> <p>(イ) 市町村、代表消防機関等と連携し、<u>デジタル技術の活用による情報収集、分析など式支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努める。</u></p> <p style="text-align: center;">風-40</p> <p>6 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【市及び県が実施する計画】(市：危機管理課、県：危機管理部)</p> <p>協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員<u>の選</u></p>	<p style="text-align: center;">第5節 広域相互応援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災関係機関相互の連携体制整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市、県及び関係機関が実施する計画】(危機管理課、松本広域消防局)</p> <p><u>(オ) 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。</u></p> <p><u>(カ) 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">風-37～38</p> <p>3 県内外消防本部間の消防相互応援体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】(危機管理部)</p> <p>(イ) 市町村、代表消防機関等と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努める。</p> <p style="text-align: center;">風-39</p> <p>6 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【市及び県が実施する計画】(市：危機管理課、県：危機管理部)</p> <p>協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員<u>、資機材</u></p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p> <p>県防災計画の変更に伴う変更</p> <p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

<p><u>定、職員が自活できるような</u>資機材及び物資等の確保<u>及び</u>活動方法等に応援体制をあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>また、共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備する。</p> <p style="text-align: center;">風-41</p>	<p>及び物資等の確保<u>並びに</u>活動方法等に応援体制をあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>また、共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備する。</p> <p style="text-align: center;">風-40</p>	
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第7節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 医療用資機材等の備蓄</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>このような中で、災害における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制、医薬品等の搬送体制、保管・管理体制の整備が必要となるとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】(健康福祉部)</p> <p>(ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院を基幹災害拠点病院として県内に1か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に13か所指定した地域災害医療センターを中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)・救護班・<u>災害支援ナース</u>(以下「災害派遣医療チーム(DMAT)等」という。)による支援体制を確保する。</p> <p>また、医療の応援について近隣都道府県における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、<u>災害支援ナース</u>、災害派遣医療チーム(DMAT)等の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p> <p>ウ 【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ウ) 災害派遣医療チーム(DMAT)等が中期的にも活動を展開できる体制の確立</p>	<p style="text-align: center;">第7節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 医療用資機材等の備蓄</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>このような中で、災害<u>に</u>における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制、医薬品等の搬送体制、保管・管理体制の整備が必要となるとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】(健康福祉部)</p> <p>(ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院を基幹災害拠点病院として県内に1か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に13か所指定した地域災害医療センターを中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)・救護班・<u>災害時小児周産期リエゾン</u>(以下「災害派遣医療チーム(DMAT)等」という。)による支援体制を確保する。</p> <p>また、医療の応援について近隣都道府県における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、<u>災害時小児周産期リエゾン</u>、災害派遣医療チーム(DMAT)等の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p> <p>ウ 【関係機関が実施する計画】</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

<p>や、災害派遣医療チーム（DMAT）等から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び<u>災害支援ナース</u>の確保に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。</p> <p>(エ) 災害医療コーディネーター及び<u>災害支援ナース</u>は、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">風-48</p> <p>4 消防及びその他関係機関相互の連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】（危機管理課、保健医療部）</p> <p>(ウ) 安曇野市医師会、安曇野市歯科医師会、安曇野薬剤師会、長野県柔道整復師会<u>中信支部</u>及び長野県助産師会安曇野地区と締結した「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき、緊密な連携に努める。</p> <p style="text-align: center;">風-49</p>	<p>(ウ) 災害派遣医療チーム（DMAT）等が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（DMAT）等から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び<u>災害時小児周産期リエゾン</u>の確保に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。</p> <p>(エ) 災害医療コーディネーター及び<u>災害時小児周産期リエゾン</u>は、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">風-46</p> <p>4 消防及びその他関係機関相互の連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】（危機管理課、保健医療部）</p> <p>(ウ) 安曇野市医師会、安曇野市歯科医師会、安曇野市薬剤師会、長野県柔道整復師会及び長野県助産師会安曇野地区と締結した「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき、緊密な連携に努める。</p> <p style="text-align: center;">風-49</p>	<p>名称修正</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第8節 消防・水防活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 消防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】（危機管理課）</p> <p>(ア) 消防力の強化</p> <p>「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。</p> <p><u>a 消防団員等の人員の確保</u></p> <p><u>発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、以下の対策を実施し人員の確保を図るものとする。</u></p> <p>(a) <u>消防団総合整備事業等を活用した消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両、資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図るものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第8節 消防・水防活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 消防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】（危機管理課）</p> <p>(ア) 消防力の強化</p> <p>「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。</p> <p><u>特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図るものとする。また消防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防協力団体として指定することで消防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。</u></p> <p><u>また、消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図る。</u></p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

(b) 地域住民と消防団員の交流を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

(c) 消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水利協力協力団体をして指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図るものとする。

b 広域消防体制の推進

消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図るものとする。

風-51～52

分団及び管轄区域

分団の名称		管轄区域
第1分団	第1部	上鳥羽、下鳥羽
	第2部	本村、吉野
第2分団	第1部	成相
	第2部	新田
第3分団	第1部	真々部、たつみ原、飯田、下飯田
	第2部	中曽根、熊倉
第4分団	第1部	寺所、踏入
	第2部	細萱、重柳
第5分団	第1部	田沢、小瀬幅、大口沢、光、桜坂
	第2部	アルプス、徳治郎
第6分団	第1部	明科、大足、矢の沢
	第2部	宮中、町
	第4部	光
第7分団	第1部	潮、潮沢、木戸、上生野
第8分団	第1部	上押野、下押野
	第2部	塩川原、荻原
	第3部	南陸郷
第9分団	第1部	等々力
	第2部	穂高
	第3部	穂高町、等々力町
第10分団	第1部	島新田、青木花見、狐島
第11分団	第1部	古厩、立足
	第2部	新屋、 <u>橋爪、耳塚</u>
	第4部	富田、豊里、小岩嶽、嵩下
第12分団	第1部	牧
	第2部	久保田、塚原
	第3部	矢原、白金、柏原、柏矢町

風-49

分団及び管轄区域

分団の名称		管轄区域
第1分団	第1部	上鳥羽、下鳥羽
	第2部	本村、吉野
第2分団	第1部	成相
	第2部	新田
第3分団	第1部	真々部、たつみ原、飯田、下飯田
	第2部	中曽根、熊倉
第4分団	第1部	寺所、踏入
	第2部	細萱、重柳
第5分団	第1部	田沢、小瀬幅、大口沢、光、桜坂
	第2部	アルプス、徳治郎
第6分団	第1部	明科、大足、矢の沢
	第2部	宮中、町
	第4部	光
第7分団	第1部	潮、潮沢、木戸、上生野
第8分団	第1部	上押野、下押野
	第2部	塩川原、荻原
	第3部	南陸郷
第9分団	第1部	等々力
	第2部	穂高
	第3部	穂高町、等々力町
第10分団	第1部	島新田、青木花見、狐島
第11分団	第1部	古厩、立足
	第2部	新屋
	第3部	<u>橋爪、耳塚</u>
	第4部	富田、豊里、小岩嶽、嵩下
第12分団	第1部	牧
	第2部	久保田、塚原

分団の減少に伴う変更

風-57	第13分団	第1部	岩原、倉田、上堀	風-55	第13分団	第3部	矢原、白金、柏原、柏矢町
		第2部	中堀、下堀、扇町			第1部	岩原、倉田、上堀
		第3部	小田多井、田尻、田多井			第2部	中堀、下堀、扇町
	第14分団	第1部	北小倉、南小倉、東小倉、室町		第14分団	第1部	北小倉、南小倉、東小倉、室町
	第15分団	第1部	野沢、上長尾、下長尾		第15分団	第1部	野沢、上長尾、下長尾
		第2部	楡、住吉			第2部	楡、住吉
	第16分団	第1部	七日市場、一日市場、二木		第16分団	第1部	七日市場、一日市場、二木
		第2部	及木、中萱			第2部	及木、中萱

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第9節 要配慮者支援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 在宅者対策</p> <p>イ【市が実施する計画】(福祉部、保健医療部、危機管理課、市民生活部、都市建設部、農林部)</p> <p>(イ) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握</p> <p>民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、介護を要する高齢者や障がい者等の所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。</p> <p><u>なお、状況把握にあたっては、本人の意思に反してプライバシーに関わる事項の申出を強制しないように十分注意するものとする。</u></p> <p>(ウ) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備</p> <p>災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても<u>プライバシーの保護に十分配慮しつつ</u>、必要に応じて名簿を整備し、災害時に効果的に利用することで、要配慮者に対する救護が適切に行われるように努めるものとする。</p> <p><u>なお、当該名簿は、閲覧できる者を限定するなどして、プライバシー情報が漏洩しないよう十分注意するものとする。</u></p> <p>(エ) 支援協力体制の整備</p> <p>県松本保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民、NPO・ボランティア等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。</p>	<p style="text-align: center;">第9節 要配慮者支援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 在宅者対策</p> <p>イ【市が実施する計画】(福祉部、保健医療部、危機管理課、市民環境部、都市建設部、農林部)</p> <p>(イ) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握</p> <p>民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、介護を要する高齢者や障がい者等の所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。</p> <p>(ウ) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備</p> <p>災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても必要に応じて名簿を整備し、災害時に効果的に利用することで、要配慮者に対する救護が適切に行われるように努めるものとする。</p> <p>(エ) 支援協力体制の整備</p> <p>県松本保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、NPO・ボランティア等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。</p> <p style="text-align: center;">風-65</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p> <p>部局名所の修正</p>

3 要配慮者利用施設等対策

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】（市：福祉部、危機管理課、県：危機管理部）

(イ) 防災設備等の整備

市及び県は、要配慮者利用施設の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行うよう指導する。

(ウ) 組織体制の整備

市及び県は、要配慮者利用施設の管理者に対し、災害の予防や災害時において速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

(エ) 防災教育・防災訓練の実施

市及び県は、要配慮者利用施設の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。（危機管理部、県民文化部、健康福祉部）

(オ) 応援体制及び受援体制の整備

市及び県は、要配慮者利用施設の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定を締結するよう働きかける。

イ 【要配慮者利用施設等が実施する計画】

(イ) 防災設備等の整備

要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害

3 要配慮者利用施設等対策

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】（市：福祉部、危機管理課、県：危機管理部）

(イ) 防災設備等の整備

市及び県は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行うよう指導する。

(ウ) 組織体制の整備

市及び県は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

(エ) 防災教育・防災訓練の実施

市及び県は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。（危機管理部、県民文化部、健康福祉部）

(オ) 応援体制及び受援体制の整備

市及び県は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定を締結するよう働きかける。

イ 【要配慮者利用施設等が実施する計画】

(イ) 防災設備等の整備

要配慮者利用施設等においては、市及び県の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の

<p>に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行う。</p> <p>(ウ) 組織体制の整備</p> <p>要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努める。</p> <p>(エ) 防災教育・防災訓練の実施</p> <p>要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図る。</p> <p>(オ) 応援体制及び受援体制の整備</p> <p>要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。</p> <p>また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定を締結するよう働きかける。</p> <p>また、一般の指定避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市から要請があった場合、積極的に協力する。</p> <p style="text-align: center;">風-69</p>	<p>生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行う。</p> <p>(ウ) 組織体制の整備</p> <p>要配慮者利用施設等においては、市及び県の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努める。</p> <p>(エ) 防災教育・防災訓練の実施</p> <p>要配慮者利用施設等においては、市及び県の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図る。</p> <p>(オ) 応援体制及び受援体制の整備</p> <p>要配慮者利用施設等においては、市及び県の指導の下に、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。</p> <p>また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定を締結するよう働きかける。</p> <p>また、一般の指定避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市から要請があった場合、積極的に協力する。</p> <p style="text-align: center;">風-67</p>	
<p>4 外国籍住民、外国人旅行者、観光客対策</p> <p>(1) 実施計画</p> <p>ア 【市及び県が実施する計画】（市：<u>政策部</u>、商工観光スポーツ部、県：危機管理部、県民文化部、<u>観光スポーツ部</u>）</p> <p style="text-align: center;">風-70</p>	<p>4 外国籍住民、外国人旅行者、観光客対策</p> <p>(1) 実施計画</p> <p>ア 【市及び県が実施する計画】（市：<u>市民生活部</u>、商工観光スポーツ部、県：危機管理部、県民文化部、観光部）</p> <p style="text-align: center;">風-68</p>	<p>部局名称の修正</p>
<p>5 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策</p> <p>イ 【市が実施する計画】（福祉部、農林部、都市建設部、危機管理課）</p> <p>(ア) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設対策</p> <p>地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項及び</p>	<p>5 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策</p> <p>イ 【市が実施する計画】（福祉部、農林部、都市建設部、危機管理課）</p> <p>(ア) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設対策</p> <p>地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、</p>	

<p>情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するものとする。</p> <p>また、市要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行うものとする。</p> <p>(イ) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策</p> <p>市は浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。</p> <p>また、市要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">風-71</p>	<p>災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するものとする。</p> <p>また、市町村は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行うものとする。</p> <p>(イ) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策</p> <p>市は浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。</p> <p>また、市町村は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">風-69</p>	
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第 10 節 緊急輸送計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 緊急交通路確保のため、次の対策を講ずる。(建設部)</p> <p>緊急交通路沿いの道の駅については、応急復旧の活動拠点や放置車両等の移動先として活用できるよう、道の駅管理者と調整を図り、迅速に受入体制を整備する。</p> <p>a 第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路及び第3次緊急輸送道路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。</p> <p>2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>大規模地震が発生したときには、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行う必要があるが、道路交通網が被災した状況にあっては、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施することが重要である。</p> <p><u>物資輸送は、県が開設する広域物資輸送拠点、市町村が開設する地域内物資輸送拠点を</u> <u>経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図る。</u></p> <p style="text-align: center;">風-73</p> <p>ウ 【県が実施する計画】</p>	<p style="text-align: center;">第 10 節 緊急輸送計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>(1) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 緊急交通路確保のため、次の対策を講ずる。(建設部)</p> <p>緊急交通路沿いの道の駅については、応急復旧の活動拠点や放置車両等の移動先として活用できるよう、道の駅管理者と調整を図り、迅速に受入体制を整備する。</p> <p>a 一次緊急輸送道路、二次緊急輸送道路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。</p> <p>2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>大規模地震が発生したときには、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行う必要があるが、道路交通網が被災した状況にあっては、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施することが重要である。</p> <p style="text-align: center;">風-70～71</p> <p>ウ 【県が実施する計画】</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

(ア) 全県的な広域災害に備え、他県からのヘリコプター支援の拠点として地域振興局ごと県拠点ヘリポートを指定する。また、長野県広域受援計画で設定した広域防災拠点のうち、松本ゾーンの広域防災拠点を優先的に開設するものとするが、「松本ゾーン」が被災している場合は、「長野又は上田・佐久ゾーン」の広域防災拠点を優先して開設する。なお、この広域防災拠点は、県域を超える支援においても活用を図る。(危機管理部)

(イ) 各地域振興局単位の拠点となり得る「広域拠点ヘリポート及び物資輸送拠点」を指定する。(危機管理部)

この「広域拠点ヘリポート」については、災害用備蓄倉庫や耐震性貯水槽等の施設を備える「広域防災公園」のネットワーク計画と連携を図り、整備を推進する。(建設部)

(ウ) 緊急用ヘリポートとして使用できる施設（県営産業団地のうち未分譲用地等）を把握し、管理者に協力を要請できる体制の整備を図る。(総務部)

(エ) 広域物資輸送拠点を県広域受援計画で指定し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

(2) 実施計画

イ 【県が実施する計画】(危機管理部)

(イ) ヘリコプターの活用については、第3章第5節「ヘリコプターの運用計画」のとおりとし、平常時から連携を密にするものとする。

(ウ) 交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

(エ) 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

(オ) 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時からの受注機会への配慮等、検討するよう努めるものとする。

(カ) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

(ア) 全県的な広域災害に備え、他県からのヘリコプター支援の拠点として「県拠点ヘリポート」を指定する。また、長野県広域受援計画で設定した広域防災拠点のうち、松本ゾーンの広域防災拠点を優先的に開設するものとするが、「松本ゾーン」が被災している場合は、「長野又は上田・佐久ゾーン」の広域防災拠点を優先して開設する。なお、この広域防災拠点は、県域を超える支援においても活用を図る。(危機管理部)

(イ) 地域振興局単位ごとの拠点となり得る「広域拠点ヘリポート及び物資輸送拠点」を指定する。(危機管理部)

この「広域拠点ヘリポート」については、災害用備蓄倉庫や耐震性貯水槽等の施設を備える「広域防災公園」のネットワーク計画と連携を図り、整備を推進する。(建設部)

(ウ) 緊急用ヘリポートとして使用できる施設（県営産業団地のうち未分譲用地等）を把握し、管理者に協力を要請できる体制の整備を図る。(商工労働部)

(2) 実施計画

イ 【県が実施する計画】(危機管理部)

(イ) ヘリコプターの活用については、第3章第5節「ヘリコプターの運用計画」のとおりとし、平常時から連携を密にするとともに、無人航空機が速やかに活用できるよう平時から民間企業等連携体制の構築を行う。

(ウ) 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

(エ) 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時からの受注機会への配慮等、検討するよう努めるものとする。

(オ) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のため、従前の事前届出制度が適用される規制除外車両を除き、災害発生より前に災害対策基本法施工令に基づく緊急通行車両であることの確認を行うことができることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに自らも災害発生前の確認を受ける。

<p>るものとする。</p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。</p> <p>(サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・<u>衛生通信を活用したインターネット機器</u>等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>(ス) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等(以下「段ボールベッド等」という。)、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。<u>なお</u>、灯油、LPガスなどの常設に努めるものとする。</p>	<p>した整備に努めるものとする。</p> <p>(サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>(ス) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等(以下「段ボールベッド等」という。)、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。<u>また</u>、灯油、LPガスなどの常設に努めるものとする。</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>
<p style="text-align: center;">風-83</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話・<u>衛星通信を活用したインターネット機器</u>等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備、要配慮者への配慮について支援を行うものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備の支援を行うものとする。</p> <p><u>(キ) 避難所が円滑に開設されるよう、好事例の展開や研修の実施等、必要な支援に努めるものとする。(危機管理部)</u></p>	<p style="text-align: center;">風-80</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、<u>仮設トイレ</u>、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備、要配慮者への配慮について支援を行うものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備の支援を行うものとする。</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>
<p style="text-align: center;">風-85</p> <p>6 <u>避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u></p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p><u>近年の災害における避難生活では、住宅の被害や電気や水道等のインフラの途絶などの支障がある中で、避難所に居場所を確保できない、家族や自分の健康状態により自宅から出られない等、様々な事情により、避難所への避難ではなく、在宅や車中泊で避難生活を送る避難者及び被災者が少なからず発生した。</u></p> <p><u>また、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて分散避難の取組が進み、旅館・ホテルの活用や親戚・知人宅への避難といった形態が推奨されるなど、避難者等の避難生活状況は多様化している。</u></p>	<p style="text-align: center;">風-82</p> <p>6 <u>在宅避難者等の支援</u></p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p><u>以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。</u></p> <p><u>ア 在宅避難者(被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。)</u></p> <p><u>イ 親戚宅等避難者(親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。)</u> 加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害する恐れが高ま</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p> <p>誤字修正</p>

このような避難生活を取り巻く状況の変化を踏まえ、避難者一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、多様な避難生活の場所を想定して支援を検討する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市町村が実施する対策】

風-88

(ア)保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体の地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう、必要に応じて事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、市町村とともに検討するよう努めるものとする。

(イ)在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方を市町村とともに検討するよう努めるものとする。

(ウ)やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方を市町村とともに検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報に努めるものとする。

イ 【県が実施する計画】(危機管理部、健康福祉部)

(ア)保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体の地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう、必要に応じて事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、市町村とともに検討するよう努めるものとする。

(イ)在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方を市町村とともに検討するよう努めるものとする。

(ウ)やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方を市町村とともに検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報に努めるものとする。

風-89

るため住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市町村が実施する対策】

住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努めるものとする。

風-85

イ 【県が実施する計画】

在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を的確に把握できるよう、市とともに調査方法の検討を行った上で、必要な支援に努める。

県防災計画の変更に伴う変更

県防災計画の変更に伴う変更

	風-85	
--	------	--

修正後	修正前	修正理由
第13節 孤立防止対策 第3 計画の内容 1 通信手段の確保 (2) 実施計画 ア 【市が実施する計画】(危機管理課) (エ) <u>東日本電信電話株式会社NTT東日本(株)</u> 等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努める。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。 イ 【県が実施する計画】(危機管理部) (エ) <u>東日本電信電話(株)NTT東日本(株)</u> 等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。 <div style="text-align: center;">風-90-91</div> 3 孤立予想地域の実態把握 (3) 実施計画 イ 【県が実施する計画】 (ア) 県内の中山間地域などの集落における孤立予想地域をあらかじめ把握する <u>とともに、孤立地域発生時に備え、救出救助を行う機関との情報共有を行う。(危機管理部)</u> <div style="text-align: center;">風-91~92</div> 6 備蓄 (4) 実施計画 イ 【住民等が実施する計画】 (ア) 孤立が予想される地域の住民は、平常時から <u>最低1週間分</u> の備蓄を行う。 <div style="text-align: center;">風-93</div>	第13節 孤立防止対策 第3 計画の内容 1 通信手段の確保 (1) 実施計画 ア 【市が実施する計画】(危機管理課) (エ) <u>東日本電信電話株式会社NTT東日本(株)</u> 等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努める。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。 イ 【県が実施する計画】(危機管理部) (エ) <u>東日本電信電話(株)NTT東日本(株)</u> 等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。 <div style="text-align: center;">風-87-88</div> 3 孤立予想地域の実態把握 (1) 実施計画 イ 【県が実施する計画】 (ア) 県内の中山間地域などの集落における孤立予想地域をあらかじめ把握する。 <div style="text-align: center;">風-87</div> 6 備蓄 (2) 実施計画 イ 【住民等が実施する計画】 (ア) 孤立が予想される地域の住民は、平常時から備蓄を行う。	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p> <p>社名変更に伴う変更</p> <p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

	風-89	
--	------	--

修正後	修正前	修正理由
第 14 節 食料品等の備蓄・調達計画	第 14 節 食料品等の備蓄・調達計画	
第 1 基本方針 大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の調達・供給は重要であり、特に援助物資が届くまでの発災直後は、輸送手段等が限られ、食料確保のためには、食料の備蓄が重要である。 <u>また、県及び市町村は、具体的な備蓄体制を検討する上で、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」(令和 6 年 10 月 11 日付け 6 危第 168 号) に示している被害想定・避難者数や対応機関、標準品目等の必要量などを踏まえて行うものとする。</u>	第 1 基本方針 大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の調達・供給は重要であり、特に援助物資が届くまでの発災直後は、輸送手段等が限られ、食料確保のためには、食料の備蓄が重要である。 <u>また、災害の発生後、できるだけ速やかな食料供給を行うため、県等関係機関との間で発災時に対応ができるよう協力関係の強化を進める。</u>	県防災計画の変更に伴う変更
第 2 主な取組み 1 住民が発災直後から最低でも 3 日分、可能な限り 1 週間分 <u>(孤立予想地域にあっては最低 1 週間。以下同じ)</u> を自ら備蓄するよう、十分に周知啓発する。また、食料の供給について、県や関係業者と協定を締結し調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化を図る。 <u>4 交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u> <u>5 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</u>	第 2 主な取組み 1 住民が発災直後から最低でも 3 日分、可能な限り 1 週間分を自ら備蓄するよう、十分に周知啓発する。また、食料の供給について、県や関係業者と協定を締結し調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化を図る。 <u>4 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</u>	
風-94	風-90	県防災計画の変更に伴う変更
第 3 計画の内容 1 食料品等の備蓄・調達体制の整備 (2) 実施計画 イ 【県が実施する計画】 (ア) 市町村を補完する立場から、非常用食料を合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等において備蓄し、必要に応じて更新する。 <u>また、県が調達する食材は、食物アレルギーや宗教上の理由など、食の多様性や環境・ゼロカーボンに配慮して備蓄・調達するよう努める。</u> (危機管理部)	第 3 計画の内容 1 食料品等の備蓄・調達体制の整備 (2) 実施計画 イ 【県が実施する計画】 (ア) 市町村を補完する立場から、非常用食料を合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等において備蓄し、必要に応じて更新する。(危機管理部)	
風-95	風-91	

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第16節 生活必需品の備蓄・調達計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。</p> <p>このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。</p> <p>(災害時の主な生活必需品)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 寝具（タオルケット・毛布・<u>エアーマット・段ボールベッド</u>等） ○ 衣類（下着・靴下・作業着等） ○ 炊事道具（なべ、包丁、卓上コンロ等） ○ 身の回り品（タオル、生理用品・紙オムツ等） ○ 食器等（はし・茶わん・ほ乳びん等） ○ 日用品（石鹸・ティッシュペーパー・携帯トイレ・<u>簡易トイレ・組立式トイレ</u>・トイレットペーパー等） ○ 光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等） ○ その他（テント、懐中電灯、携帯ラジオ、その他日常生活に欠かせないもの） <p>(必要量)</p> <p><u>最大の避難所避難者数の発生が想定される災害など、各市町村の被害想定を踏まえて、備蓄・調達体制を整備するよう努める。</u></p> <p><u>また、県及び市町村は、上記品目（特に、紙おむつや携帯トイレ等、トイレットペーパー、生理用品、毛布）の備蓄を検討する上で、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和6年10月11日付け6危第168号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">風-101</p>	<p style="text-align: center;">第16節 生活必需品の備蓄・調達計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。</p> <p>このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。</p> <p>(災害時の主な生活必需品)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 寝具（タオルケット・毛布等） ○ 衣類（下着・靴下・作業着等） ○ 炊事道具（なべ、包丁、卓上コンロ等） ○ 身の回り品（タオル、生理用品・紙オムツ等） ○ 食器等（はし・茶わん・ほ乳びん等） ○ 日用品（石鹸・ティッシュペーパー・携帯トイレ・トイレットペーパー等） ○ 光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等） ○ その他（テント、懐中電灯、携帯ラジオ、その他日常生活に欠かせないもの） <p>(必要量)</p> <p><u>人口の5%程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努める。</u></p> <p style="text-align: center;">風-95</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

修正後	修正前	修正理由
-----	-----	------

<p style="text-align: center;">第 21 節 下水道施設災害予防計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>2 雨水流出抑制型下水道の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(市民生活部)</p> <p style="text-align: right;">風-116</p> <p>5 下水道台帳、農業集落排水台帳の整備・充実</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調製・保管が義務づけられている。下水道施設等が風水害等により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道台帳等の整備が不可欠であり、また、台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにしておく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画【市及び県が実施する計画】(市：上下水道部、県：環境部、農政部)</p> <p>下水道台帳等を適切に調製・保管する。</p> <p>また、台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができる体制を整備する。</p> <p style="text-align: right;">風-117</p>	<p style="text-align: center;">第 21 節 下水道施設災害予防計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>2 雨水流出抑制型下水道の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(上下水道部)</p> <p style="text-align: right;">風-116</p> <p>5 下水道台帳、農業集落排水台帳の整備・充実</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調製・保管が義務づけられている。下水道施設等が風水害等により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道台帳等の整備が不可欠であり、また、<u>必要に応じて</u>台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにしておく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画【市及び県が実施する計画】(市：上下水道部、県：環境部、農政部)</p> <p>下水道台帳等を適切に調製・保管する。</p> <p>また、<u>必要に応じて</u>台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができる体制を整備する。</p> <p style="text-align: right;">風-110</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第 22 節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>3 電気通信施設災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ <u>東日本電信電話株式会社NTT東日本株式会社</u>、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社が実施する計画】</p> <p>非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものと<u>し、特に、地方公共団体の庁舎等の重点拠点の通信確保に配慮するものとする。</u></p> <p>また、災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 22 節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>3 電気通信施設災害予防</p> <p>(1) 実施計画</p> <p>ウ 【東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社が実施する計画】</p> <p>非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとする。</p> <p>また、<u>確保器材</u>災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施するものとする。</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p> <p>社名変更に伴う変更</p>

風-120	風-113	
-------	-------	--

修正後	修正前	修正理由
第 24 節 災害広報計画	第 24 節 災害広報計画	社名変更に伴う変更
第 3 計画の内容 1 被災者及び住民等への情報の提供体制 (2) 実施計画 ア 【市が実施する計画】(危機管理課、全部局) (カ) <u>NTT 東日本(株)</u> 等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。	第 3 計画の内容 1 被災者及び住民等への情報の提供体制 (1) 実施計画 ア 【市が実施する計画】(危機管理課、全部局) (カ) <u>東日本電信電話株式会社</u> 等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。	
風-126	風-119	

修正後	修正前	修正理由
第 27 節 建築物災害予防計画	第 27 節 建築物災害予防計画	県防災計画の変更に伴う変更
第 3 計画の内容 3 文化財の風水害予防 (2) 実施計画 イ 【県が実施する計画】(<u>県民文化部</u>) 教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。 (ア) 市町村 <u>文化財所管部局</u> を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。	第 3 計画の内容 3 文化財の風水害予防 (1) 実施計画 イ 【県が実施する計画】(<u>教育委員会</u>) 教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。 (ア) 市町村 <u>教育委員会</u> を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。	
風-138	風-131	

修正後	修正前	修正理由
-----	-----	------

第 28 節 道路及び橋梁災害予防計画

第 3 計画の内容

(2) 実施計画

イ 【県が実施する計画】

(エ) 第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路及び第3次緊急輸送道路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する（資料編参照）。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。（建設部）

風-139

(ウ) 発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、他の道路管理者及び関係機関と連携して、道路啓開等の計画を作成する。（地方整備局）

(エ) 道路施設の点検に基づく補強及び緊急輸送道路としての機能の確保を図るよう努める。（地方整備局）

(オ) 発災により予測される危険性及び緊急輸送道路としての機能維持について現場点検の実施に努め、緊急を要するものから逐次必要な対策を実施する。（地方整備局）

(カ) 「兵庫県南部地震により被災した道路橋の復旧に係る仕様」を準用して、既存の橋梁の内、跨線橋・復断面区間等の緊急度の高い橋梁から順次橋脚等の補強対策を概成させる。

また、点検等により道路構造物の状況把握を行うとともに、対策を必要とするものについては、緊急を要するものから逐次整備を進める。（地方整備局）

(キ) 長野県内における供用中の高速道路は、中央自動車道・長野自動車道・上信越自動車道及び中部横断自動車道など6路線であり、県内の総延長は 353.4 kmである。構造は、高架橋・橋梁・トンネル・土工部からなり、高架橋・橋梁などは道路橋耐震設計等に従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計している。

東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱並びに地方整備局は、日常から施設の点検調査とこれに基づく補修工事を実施し、災害に強い施設の確保に努める。（東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、地方整備局）

(ク) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努める。（東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱）

風-140

第 28 節 道路及び橋梁災害予防計画

第 3 計画の内容

(1) 実施計画

イ 【県が実施する計画】

(エ) 一次緊急輸送道路、二次緊急輸送道路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する（資料編参照）。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。（建設部）

風-132

(ウ) 道路施設の点検に基づく補強及び緊急輸送道路としての機能の確保を図るよう努める。（地方整備局）

(エ) 発災により予測される危険性及び緊急輸送道路としての機能維持について現場点検の実施に努め、緊急を要するものから逐次必要な対策を実施する。（地方整備局）

(オ) 「兵庫県南部地震により被災した道路橋の復旧に係る仕様」を準用して、既存の橋梁の内、跨線橋・復断面区間等の緊急度の高い橋梁から順次橋脚等の補強対策を概成させる。

また、点検等により道路構造物の状況把握を行うとともに、対策を必要とするものについては、緊急を要するものから逐次整備を進める。（地方整備局）

(カ) 長野県内における供用中の高速道路は、中央自動車道・長野自動車道・上信越自動車道及び中部横断自動車道など6路線であり、県内の総延長は 353.4 kmである。構造は、高架橋・橋梁・トンネル・土工部からなり、高架橋・橋梁などは道路橋耐震設計等に従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計している。

東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱並びに地方整備局は、日常から施設の点検調査とこれに基づく補修工事を実施し、災害に強い施設の確保に努める。（東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、地方整備局）

(キ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努める。（東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱）

風-133

県防災計画の変更に伴う変更

県防災計画の変更に伴う変更

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第 30 節 ため池災害予防計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 【市が実施する計画】（農林部）</p> <p>ア ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池<u>データベース</u>」を整備し、変更が生じた場合は県に報告する。</p> <p>(2) 【県が実施する計画】（農政部）</p> <p>ア 管理の基本となる県全体の「ため池<u>データベース</u>」を管理し、<u>随時</u>更新する。</p> <p style="text-align: center;">風-144</p>	<p style="text-align: center;">第 30 節 ため池災害予防計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 【市が実施する計画】（農林部）</p> <p>ア ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池<u>カルテ</u>」を整備し、変更が生じた場合は県に報告する。</p> <p>(2) 【県が実施する計画】（農政部）</p> <p>ア 管理の基本となる県全体の「ため池<u>カルテ</u>」を管理し、<u>毎年</u>更新する。</p> <p style="text-align: center;">風-137</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第 33 節 防災知識普及計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>ア 【市が実施する計画】（全部局）</p> <p>(ケ) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、<u>火山防災の日</u>、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・大規模広域避難等に関する総合的な知識の普及に努める。</p> <p style="text-align: center;">風-154</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 上記ア（ア）a～yの事項について、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により、市とともに普及を図る。 <u>なお、啓発活動を行う際には、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるように努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>(ク) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、<u>火山防災の日</u>、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努める。</p>	<p style="text-align: center;">第 33 節 防災知識普及計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>ア 【市が実施する計画】（全部局）</p> <p>(ケ) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、<u>火山防災の日</u>、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・大規模広域避難等に関する総合的な知識の普及に努める。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 上記ア（ア）a～yの事項について、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により、市とともに普及を図る。</p> <p>(ク) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努める。 また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p> <p>県防災計画の変</p>

<p>また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図る。</p> <p style="text-align: center;">風-155</p> <p>(シ) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">風-156</p>	<p>継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図る。</p> <p style="text-align: center;">風-148</p> <p>(シ) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、<u>新型コロナウイルス</u>感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">風-148～149</p>	<p>更に伴う変更</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第 34 節 防災訓練計画</p> <p>第 1 基本方針</p> <p>災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動を<u>とれるよう、過去の災害から得られた教訓に学ぶことが必要である</u>。そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。</p> <p>また、災害発生時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。</p> <p>市、県、防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との連携体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。</p> <p style="text-align: center;">風-159</p>	<p style="text-align: center;">第 34 節 防災訓練計画</p> <p>第 1 基本方針</p> <p>災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動を<u>行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である</u>。そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。</p> <p>また、災害発生時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。</p> <p>市、県、防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との連携体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。</p> <p style="text-align: center;">風-152</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第 38 節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>2 ボランティア活動の環境整備</p>	<p style="text-align: center;">第 38 節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>2 ボランティア活動の環境整備</p>	<p>県防災計画の変</p>

<p>(1) 実施計画 ア【市及び県（危機管理部・健康福祉部）が実施する計画】 （エ）社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整えるものとする。 また、市長は、災害時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する市社会福祉協議会との役割分担等をあらかじめ定めるものとする。特に市災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">風-172</p>	<p>(1) 実施計画 ア【市及び県（危機管理部・健康福祉部）が実施する計画】 （エ）社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整えるものとする。 また、市町村長は、災害時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する市町村社会福祉協議会との役割分担等をあらかじめ定めるものとする。特に市町村災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">風-165</p>	<p>更に伴う変更</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------

修正後	修正前	修正理由												
<p style="text-align: center;">第 39 節 災害対策基金等積立及び運用計画</p> <p>第 3 計画の内容 2 財政調整基金の積立 (2) 実施計画 安曇野市財政調整基金</p> <table border="1" data-bbox="276 1077 1323 1633"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>目的</th> <th>使 途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安曇野市財政調整基金</td> <td>市財政の健全な運営を図る</td> <td>次に掲げる経費の財源に充てる。 1 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための経費 2 災害により生じた経費又は災害により生じた減収を埋めるための経費 3 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費 4 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費 5 償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の経費</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">風-175</p>	名称	目的	使 途	安曇野市財政調整基金	市財政の健全な運営を図る	次に掲げる経費の財源に充てる。 1 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための経費 2 災害により生じた経費又は災害により生じた減収を埋めるための経費 3 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費 4 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費 5 償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の経費	<p style="text-align: center;">第 39 節 災害対策基金等積立及び運用計画</p> <p>第 3 計画の内容 2 財政調整基金の積立 (2) 実施計画 安曇野市財政調整基金</p> <table border="1" data-bbox="1475 1077 2522 1633"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>目的</th> <th>使 途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安曇野市財政調整基金</td> <td>市財政の健全な運営を図る</td> <td>次に掲げる経費の財源に充てる 1 経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額を<u>う</u>めるための経費 2 災害により生じた経費又は災害により生じた減収を<u>う</u>めるための経費 3 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費 4 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費 5 償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の経費</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">風-168</p>	名称	目的	使 途	安曇野市財政調整基金	市財政の健全な運営を図る	次に掲げる経費の財源に充てる 1 経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額を <u>う</u> めるための経費 2 災害により生じた経費又は災害により生じた減収を <u>う</u> めるための経費 3 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費 4 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費 5 償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の経費	<p>誤字の修正</p>
名称	目的	使 途												
安曇野市財政調整基金	市財政の健全な運営を図る	次に掲げる経費の財源に充てる。 1 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための経費 2 災害により生じた経費又は災害により生じた減収を埋めるための経費 3 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費 4 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費 5 償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の経費												
名称	目的	使 途												
安曇野市財政調整基金	市財政の健全な運営を図る	次に掲げる経費の財源に充てる 1 経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額を <u>う</u> めるための経費 2 災害により生じた経費又は災害により生じた減収を <u>う</u> めるための経費 3 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費 4 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費 5 償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の経費												

修正後	修正前	修正理由
-----	-----	------

<p style="text-align: center;">第 41 節 観光地の災害予防計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>1 観光地での観光客の安全確保 (2) 市及び県が実施する計画（市：商工観光スポーツ部、県：<u>観光スポーツ部</u>） 観光地での災害時の市、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。</p> <p>2 外国人旅行者の安全確保策</p> <p>(3) 市及び県が実施する計画（市：商工観光スポーツ部、県：<u>観光スポーツ部</u>）</p> <p>(4) 県が実施する計画（<u>観光スポーツ部</u>）</p> <p style="text-align: right;">風-177</p>	<p style="text-align: center;">第 41 節 観光地の災害予防計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>1 観光地での観光客の安全確保 (2) 市及び県が実施する計画（市：商工観光スポーツ部、県：<u>観光部</u>） 観光地での災害時の市、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。</p> <p>2 外国人旅行者の安全確保策</p> <p>(3) 市及び県が実施する計画（市：商工観光スポーツ部、県：<u>観光部</u>）</p> <p>(5) 県が実施する計画（<u>観光部</u>）</p> <p style="text-align: right;">風-170</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------

修正後	修正前	修正理由						
<p style="text-align: center;">風水害対策編</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 災害直前活動</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>1 警報等の伝達活動 (2) 実施計画 ア 特別警報発表時の対応（下記内容以外はイと同じ） (ア) 【市が実施する対策】 住民等への周知の措置 県、消防庁<u>東日本電信電話（株）-NTT東日本（株）</u>から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を住民、滞在者、所在の官公署に周知する措置をとるものとする。</p> <p style="text-align: right;">風-182</p> <p>第 4 警報等の種類及び発表基準</p> <p>1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報 特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）</p>	<p style="text-align: center;">風水害対策編</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 災害直前活動</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>第 4 警報等の種類及び発表基準</p> <p>1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報 特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）</p> <table border="1" data-bbox="1368 1394 2421 1890"> <thead> <tr> <th>特別警報・警報・注意報の種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報 大雨特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況で<u>あり</u>、命の危険が<u>あり</u>直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td> </tr> </tbody> </table>	特別警報・警報・注意報の種類	概要	特別警報 大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況で <u>あり</u> 、命の危険が <u>あり</u> 直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p> <p>社名変更に伴う変更</p>
特別警報・警報・注意報の種類	概要							
特別警報 大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況で <u>あり</u> 、命の危険が <u>あり</u> 直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。							
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。							

特別警報・警報・注意報の種類	概要	
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況で、命の危険が <u>迫っているため</u> 直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

風-187

(3) 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上とする。

台風については、指標 (発表条件) のとなる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標 (発表条件) のとなる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。

風-189

令和7年5月29日現在

暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

風-180

(3) 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上とする。

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。

風-182

令和6年5月23日現在

警報・注意報発表基準一覧表

令和6年5月23日現在
発表官署 長野地方気象台

安曇野市	市域予報区	長野県	
	一次細分区域	中部	
	市町村等をまとめた地域	松本地域	
警報	大雨	表面雨量指数基準	9
		土壌雨量指数基準	110
	洪水	流域雨量指数基準	犀川流域=45.1、瀬沢川流域=6.7、会田川流域=15.2、滝沢川流域=6.3、高瀬川流域=31.1、穂高川流域=26.3、乳川流域=20.1、天満沢川流域=9.9、島川流域=15.6、万水川流域=10.9、黒沢川流域=5.8、梓川流域=34.6
		複合基準 ^{*1}	犀川流域=(5, 40.5)、瀬沢川流域=(5, 6.2)、会田川流域=(5, 13.2)、万水川流域=(5, 9.9)
		指定河川洪水予報による基準	—
	強風	平均風速	17m/s
	暴風雪	平均風速	17m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	—
	高潮	潮位	—
注意報	大雨	表面雨量指数基準	4
		土壌雨量指数基準	80
	洪水	流域雨量指数基準	犀川流域=36、瀬沢川流域=5.3、会田川流域=12.1、滝沢川流域=4.9、高瀬川流域=24.8、穂高川流域=21、乳川流域=16、天満沢川流域=4.7、島川流域=12.4、万水川流域=8.7、黒沢川流域=4.6、梓川流域=27.6
		複合基準 ^{*1}	犀川流域=(5, 36)、瀬沢川流域=(5, 4.2)、会田川流域=(5, 9.7)、島川流域=(5, 9.9)、万水川流域=(5, 8.7)
		指定河川洪水予報による基準	—
	強風	平均風速	13m/s
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高	—
	高潮	潮位	—
霜	降雪等により凍害が予想される場合	—	
融雪	1積雪地域の日平均気温が10℃以上 2積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上	—	
濃霧	視程	100m	
乾燥	最小湿度20%で実効湿度55% ^{**2}	—	
なだれ	1表層なだれ:積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、または積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2全層なだれ:積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、または日降水量が15mm以上	—	
低温	夏期:平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合 冬期:最低気温-14℃以下(高冷地で-21℃以下)	—	
霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下	—	
増水	激しい増水が予想される場合	—	
降雪	激しい降雪が予想される場合	—	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	

^{*1}(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

^{**2}湿度は松本特別地域気象観測所、諏訪特別地域気象観測所、軽井沢特別地域気象観測所の値。

令和7年5月29日現在
長野県警 長野地方気象台

警報・注意報発表基準一覧表		長野県		
対象地域	対象河川	発表基準	発表基準	
安曇野市	川原予備区	長野県	長野県	
	一次圏分区域	中部	中部	
	市町村等をまとめた地域	松本地域	松本地域	
警報	大雨	表面雨量指数基準	9	
		土壌雨量指数基準	110	
		流域雨量指数基準	犀川流域=45.1、瀬川流域=6.7、会田川流域=15.2、澁川流域=6.3、高瀬川流域=31.1、穂高川流域=26.3、乳川流域=14.2、天満沢川流域=5.9、烏川流域=15.6、方水川流域=10.9、黒沢川流域=7.3、梓川流域=34.6	
		積合基準**	犀川流域=(5, 40.5)、瀬川流域=(5, 6.2)、会田川流域=(5, 13.2)、方水川流域=(5, 9.9)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
		強風	平均風速	17m/s
		暴風	平均風速	17m/s 雷を伴う
		大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm
		波浪	有義波高	—
		高潮	潮位	—
注意報	大雨	表面雨量指数基準	4	
		土壌雨量指数基準	60	
		流域雨量指数基準	犀川流域=36、瀬川流域=5.3、会田川流域=12.1、澁川流域=4.9、高瀬川流域=24.6、穂高川流域=21、乳川流域=11.3、天満沢川流域=4.7、烏川流域=12.4、方水川流域=8.7、黒沢川流域=5.8、梓川流域=21.6	
		積合基準**	犀川流域=(5, 36)、瀬川流域=(5, 4.2)、会田川流域=(5, 9.7)、烏川流域=(5, 8.9)、方水川流域=(5, 8.7)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
		強風	平均風速	13m/s
		暴風	平均風速	13m/s 雷を伴う
		大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
		波浪	有義波高	—
		高潮	潮位	—
	霜	降雪等により被害が生じられる場合	—	
	融雪	1.積雪地域の日平均気温が10℃以上 2.積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上	—	
	凍結	凍結	100m	
	乾燥	最小湿度20%で葉物湿度55% ^{**}	—	
	なだれ	1.表層なだれ:積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、または積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2.全層なだれ:積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、または日降水量が15mm以上	—	
	低温	夏期:平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(寒冷地で13℃以下)が2日以上続く場合 冬期:最低気温-14℃以下(寒冷地で-21℃以下)	—	
	霧	平霧・夜霧時に最低気温2℃以下	—	
	増水	強い増水が生じられる場合	—	
	警備	強い警備が生じられる場合	—	
	記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。
** 湿度は松本特別地域気象観測所、諏訪特別地域気象観測所、軽井沢特別地域気象観測所の値。

風-189

2 水防法に基づくもの
(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は長野県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう

種類	情報名	発表基準
洪水警報.	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険が <u>迫っているため</u> 直ちに身の安全を確保する必要がある <u>とされる</u> 警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を <u>超える</u> 状況が継続しているとき、または急

- *1 (表面雨量指数、留意し雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。
- *2 湿度は松本特別地域気象観測所、諏訪特別地域気象観測所、軽井沢特別地域気象観測所の値。

風-183

2 水防法に基づくもの
(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は長野県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう

種類	情報名	発表基準
洪水警報.	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で <u>あり</u> 、命の危険が <u>あり</u> 直ちに身の安全を確保する必要がある <u>ことを示す</u> 警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位 <u>以上の</u> 状況が継続しているとき、または急激に <u>上昇</u> によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

激な上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

氾濫警戒情報

氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

風-191

警報等伝達系統図

1 注意報・警報及び情報

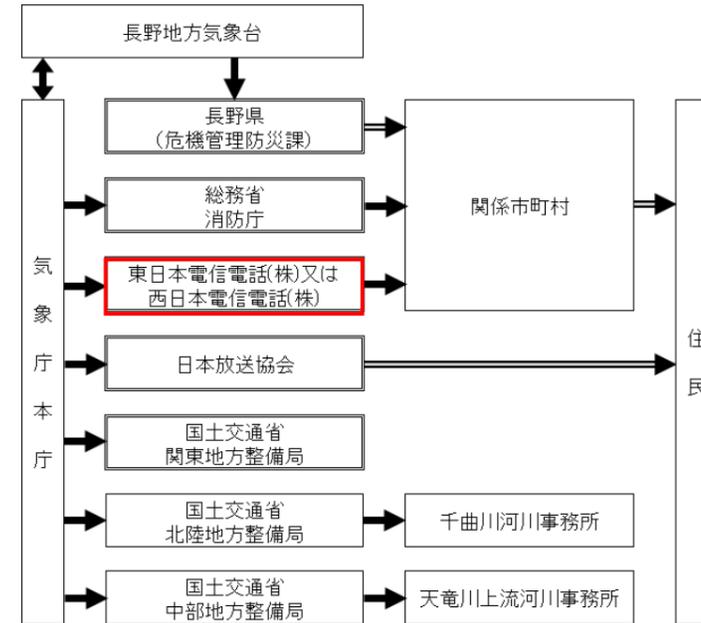
(1) 系統図



風-184

1 注意報・警報及び情報

(1) 系統図



注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

注2 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(2) 通信途絶時の代替経路

機 関 名	加入電話 F A X
東日本電信電話株式会社	電話番号：03-6713-3834 (平日 9:30-17:30) FAX番号：03-6716-1041

風-184

注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

注2 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(2) 通信途絶時の代替経路

削除

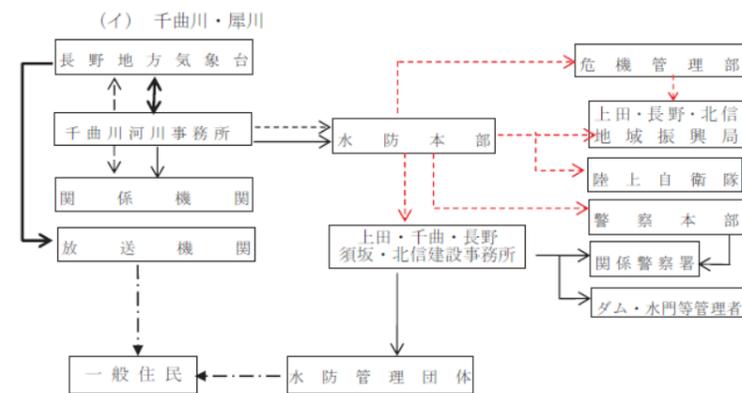
風-197

2 水防警報等

(1) 伝達系統

ア 洪水予報指定河川に対する洪水注意報及び洪水警報

(ア) 千曲川・犀川



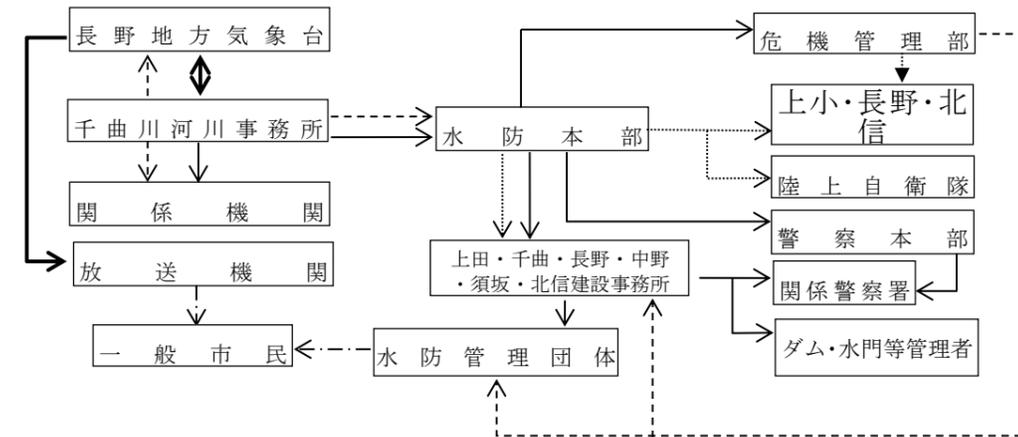
(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
..... は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

2 水防警報等

(1) 伝達系統

ア 洪水予報指定河川に対する洪水注意報及び洪水警報

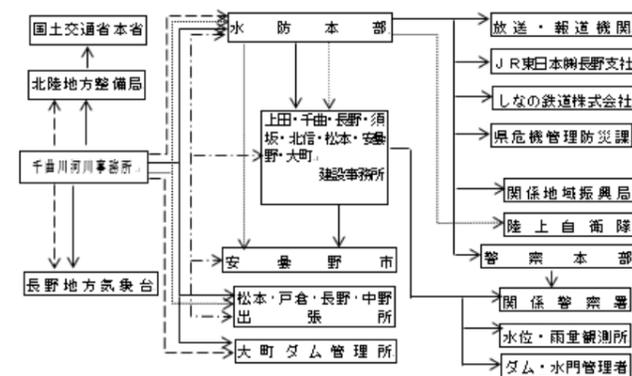
(ア) 千曲川・犀川



(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
..... は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
————— は、長野地方気象台から関係機関への気象情報伝送システムによる伝達を示す。
----- は、電子メールによる伝達を示す。
..... は、その他による伝達を示す。

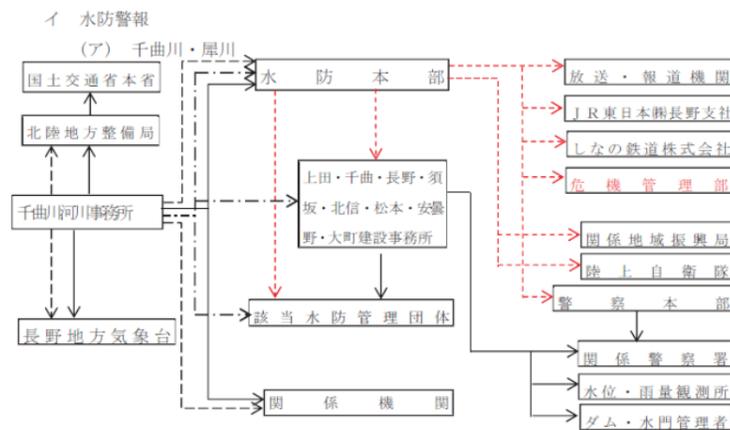
イ 水防警報

(ア) 千曲川・犀川



—— は、長野地方気象台から関係機関への気象情報伝送システムによる伝達を示す。
 ----- は、電子メールによる伝達を示す。
 は、その他による伝達を示す。

イ 水防警報
 (ア) 千曲川・犀川



(注) —— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 ----- は、ファクシミリによる伝達を示す。
 は、HP「川の防災情報」(統一河川情報システム)による補助的伝達系等である。
 ----- は、電子メールによる伝達を示す。

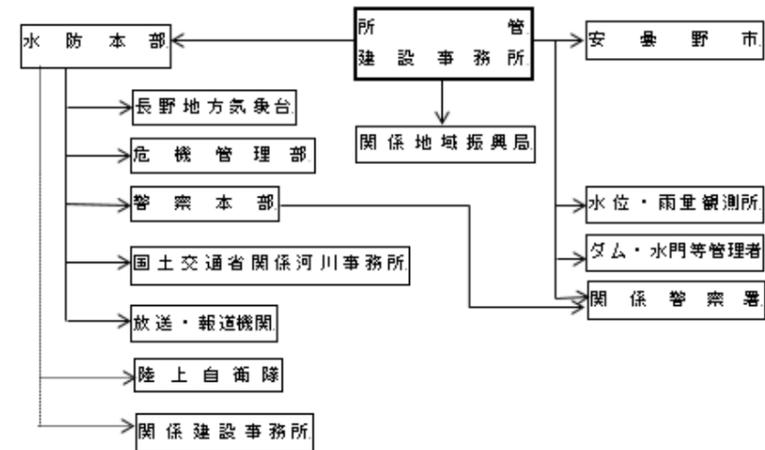
風-198

ウ 水防警報 (知事が行うもの)

(注) —— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 ----- は、ファクシミリによる伝達を示す。
 は、HP「川の防災情報」(統一河川情報システム)による補助的伝達系等である。
 ----- は、電子メールによる伝達を示す。

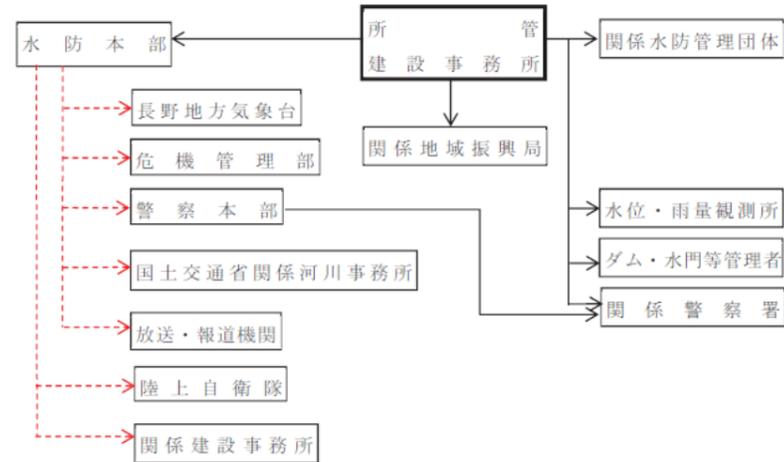
風-191

ウ 水防警報 (知事が行うもの)



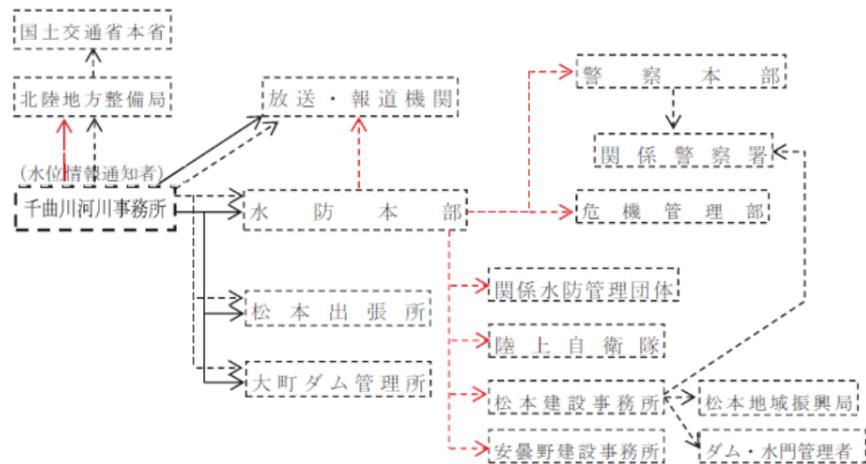
(注) —— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 ----- は、水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

エ 水位情報の通知 (国土交通大臣が行うもの 犀川)



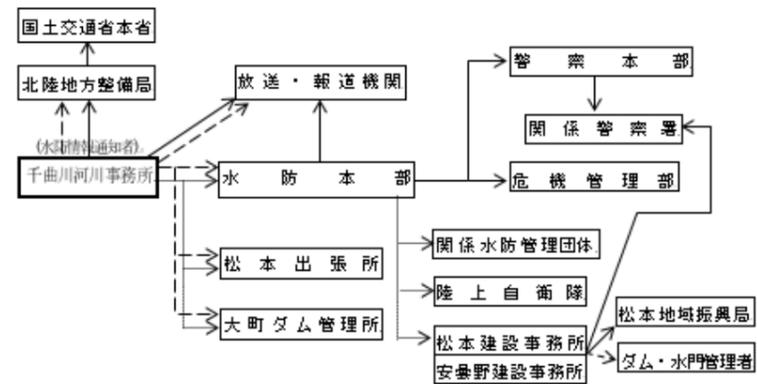
(注) は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 は、水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

エ 水位情報の通知 (国土交通大臣が行うもの 犀川)



(注) は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 は、電子メールによる伝達を示す。

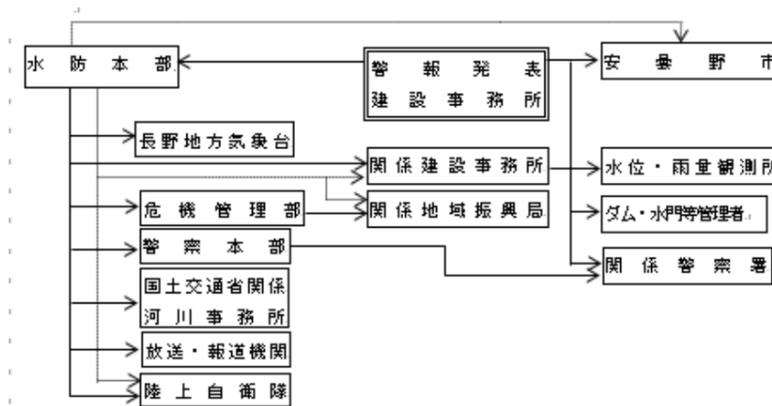
風-199



(注) は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 は、電子メールによる伝達を示す。

風-192

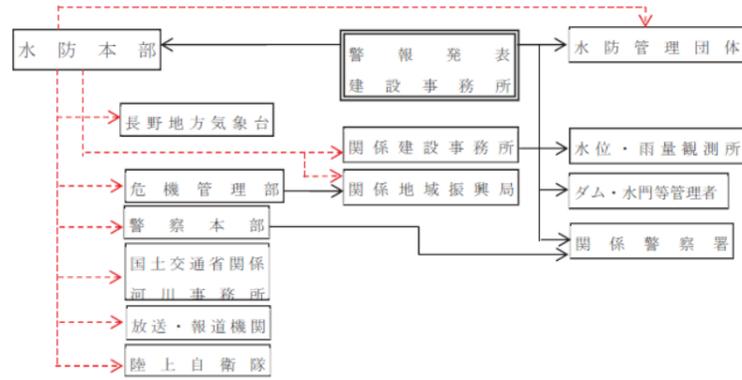
オ 水位情報の通知 (知事が行うもの)



(注) は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。

風-193

オ 水位情報の通知（知事が行うもの）



(注) は、伝達を示す。
 _____ は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。

風-200

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>2 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>(3) 松本地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県本庁に対し情報連絡員(県本部リエゾン)等の応援派遣を求める。</p> <p>この場合、県本庁は必要な職員により情報収集課を構成し速やかに派遣する。</p> <p>なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染症対策を適切に行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">風-201</p> <p>4 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(3) 関係機関における実施事項の概要</p> <p>(イ) 【県(本庁)が実施する事項】</p>	<p style="text-align: center;">第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>2 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>(3) 松本地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県本庁に対し情報連絡員(県本部リエゾン)等の応援派遣を求める。</p> <p>この場合、県本庁は必要な職員により情報収集課を構成し速やかに派遣する。</p> <p>なお、派遣先において、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染症対策を適切に行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">風-194</p> <p>4 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(3) 関係機関における実施事項の概要</p> <p>(イ) 【県(本庁)が実施する事項】</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

g 危機管理防災課(総括調整班)は、地域振興局長から情報連絡員(県本部リエゾン)等の応援派遣を求められたときは、危機管理部長(災害対策本部室長)の指示により必要な職員を速やかに派遣する。

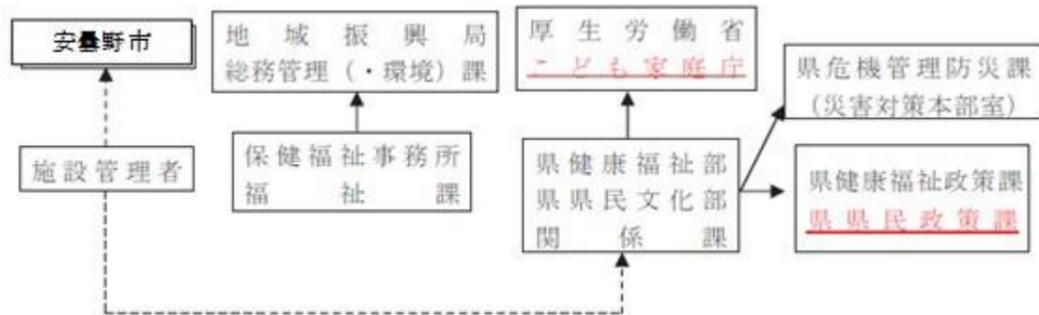
風-205

5 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行う。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

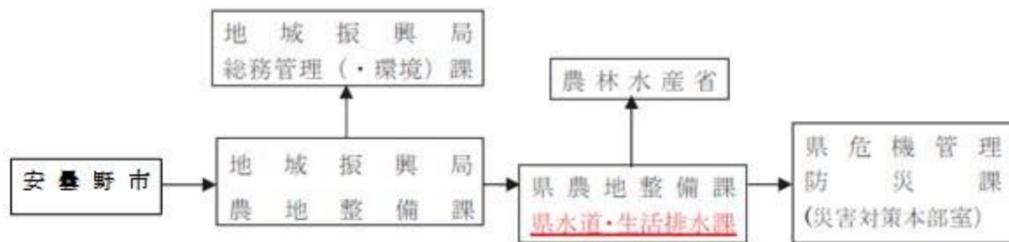
風-206

(2) 社会福祉施設の被害状況報告 様式3号(県指定)



(3) 農業関係被害状況報告 様式5号(県指定)

ア 農業集落排水施設被害状況報告



風-208

(7) 都市施設被害状況報告 様式8号(県指定)

g 危機管理防災課(総括調整班)は、地域振興局長から情報連絡員(県本部リエゾン)等の応援派遣を求められたときは、危機管理部長(災害対策本部室長)の指示により派遣の要否を決定する

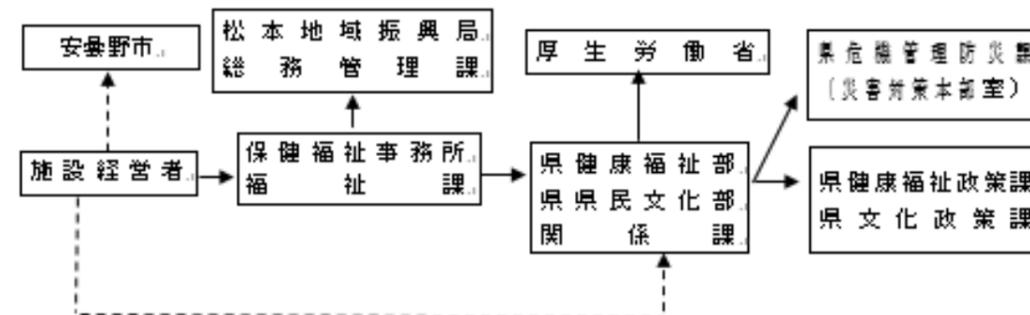
風-198

5 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行う。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

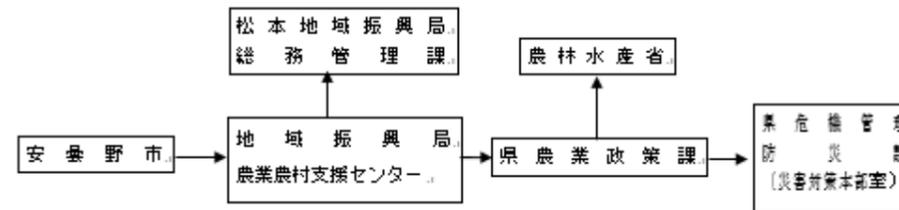
風-199

(2) 社会福祉施設の被害状況報告 様式3号(県指定)



(3) 農業関係被害状況報告 様式5号(県指定)

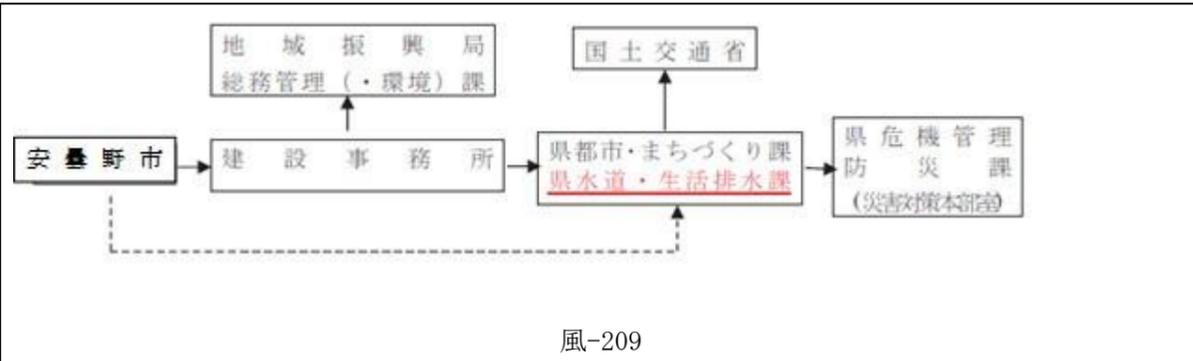
ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



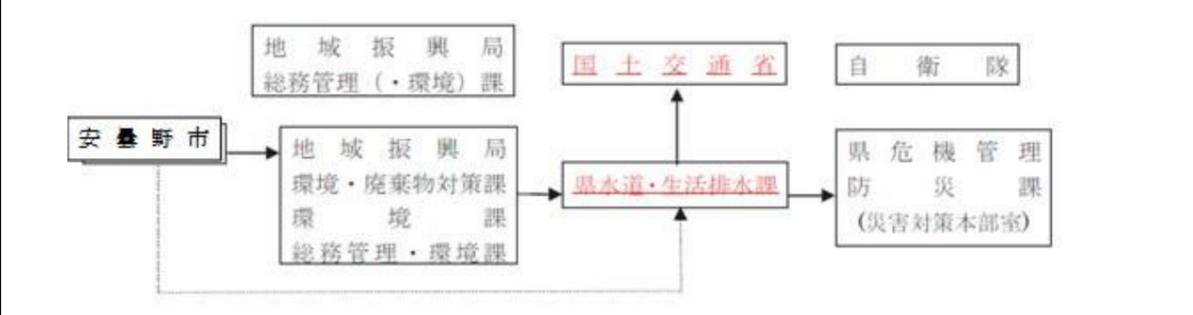
風-202

(8) 都市施設被害状況報告 様式8号(県指定)

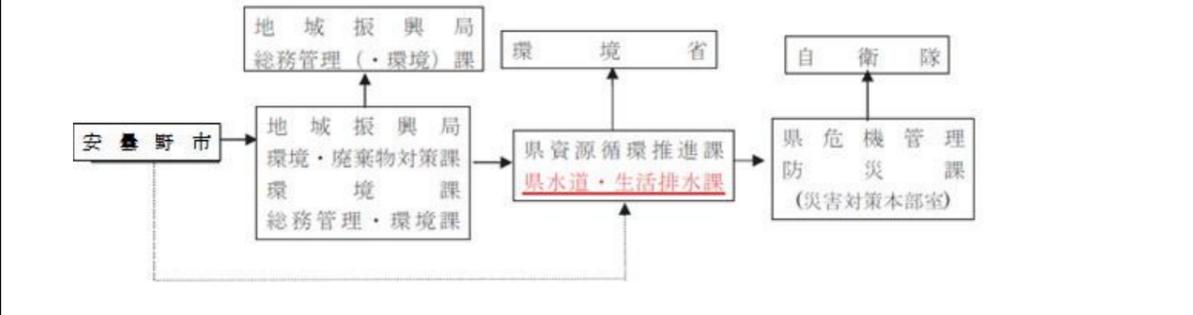
県防災計画の変更に伴う変更



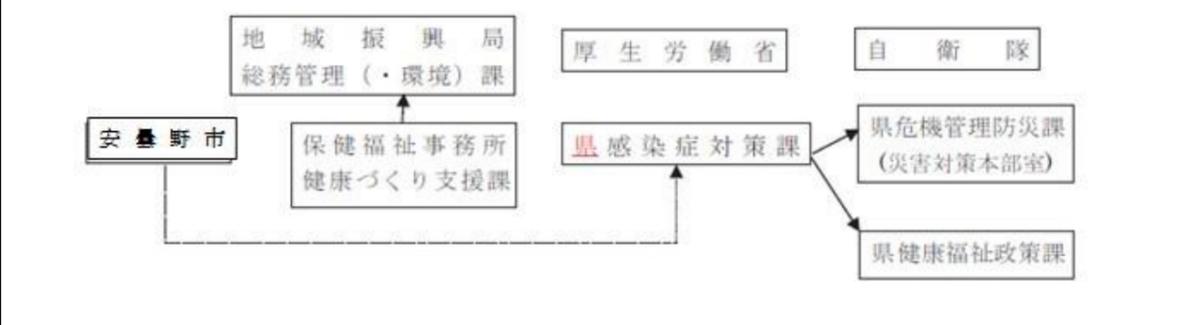
(8) 水道施設被害状況報告 様式9号(県指定)



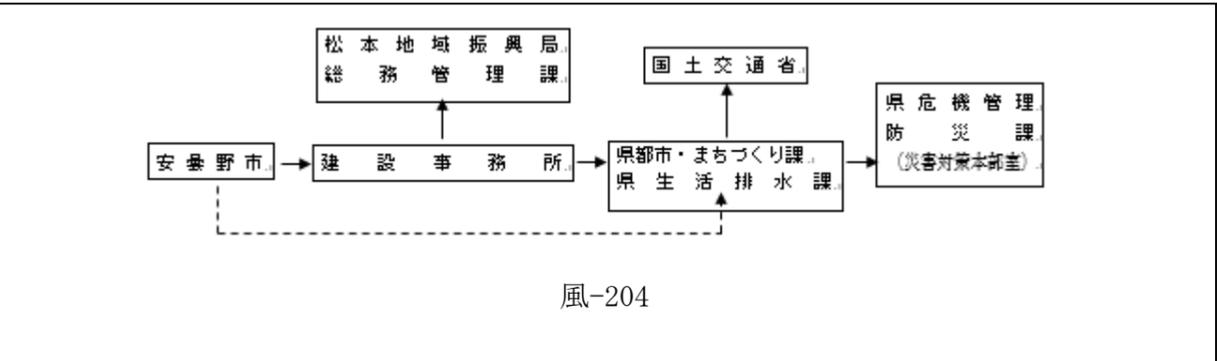
(9) 廃棄物処理施設被害状況報告 様式10号(県指定)



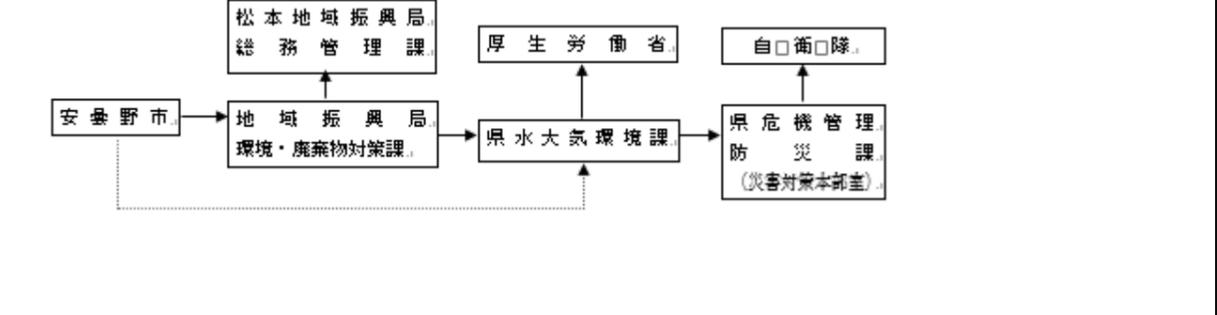
(10) 感染症関係報告 様式11号(県指定)



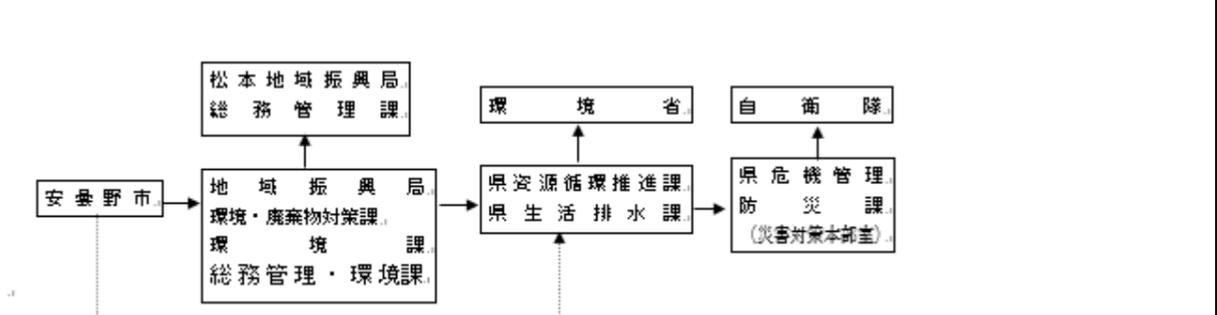
(11) 医療施設関係被害状況報告 様式12号(県指定)



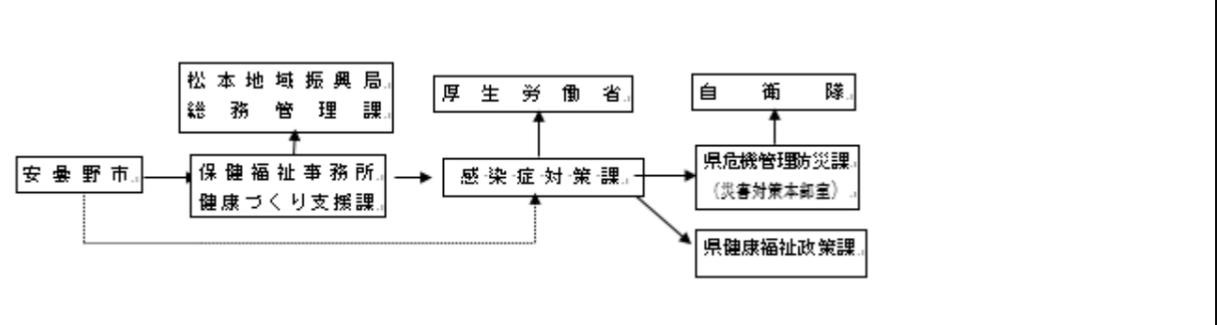
(8) 水道施設被害状況報告 様式9号(県指定)



(9) 廃棄物処理施設被害状況報告 様式10号(県指定)



(10) 感染症関係報告 様式11号(県指定)



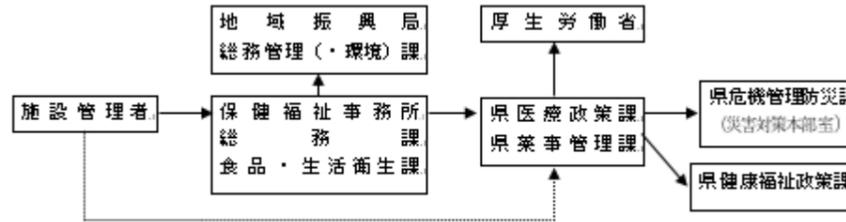
県防災計画の変更に伴う変更

県防災計画の変更に伴う変更



風-211

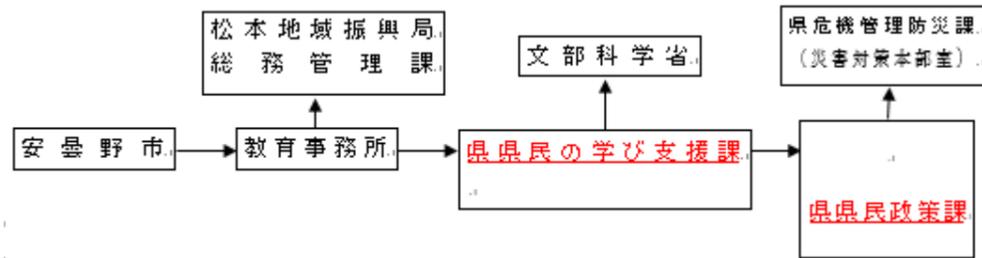
(11) 医療施設関係被害状況報告 様式 12 号 (県指定)



風-204

(14) 教育関係被害状況報告 様式 15 号 (県指定)

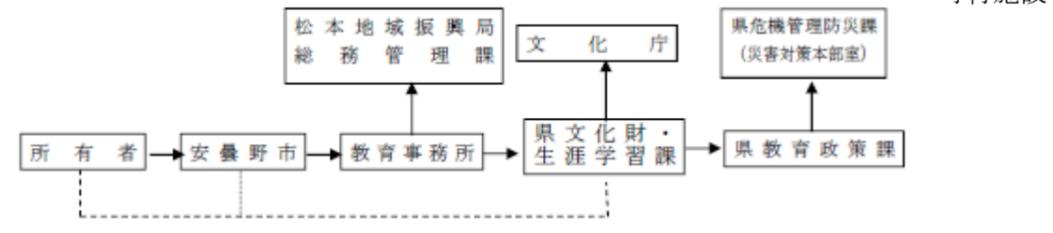
ア 市町村施設



風-212

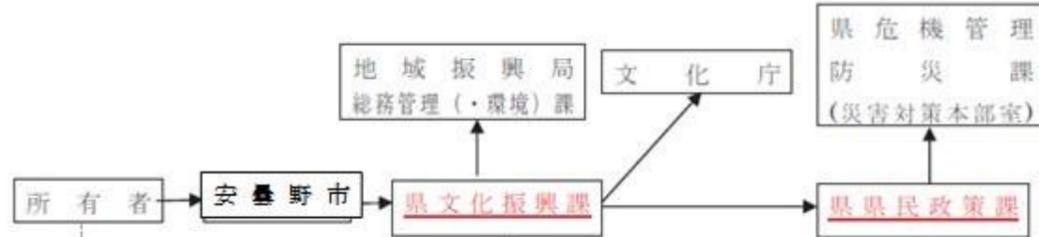
(14) 教育関係被害状況報告 様式 15 号 (県指定)

ア 市

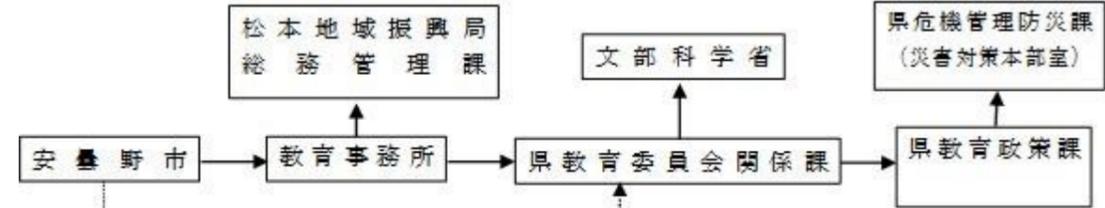


町村施設

エ 文化財



風-212



風-205

エ 文化財

風-206

県防災計画の変更に伴う変更

県防災計画の変更に伴う変更

部長	副部長	班長	分掌事務
福祉部長	第1副部長 福祉課長	【指揮班】 福祉政策担当係長	1 指揮本部との連絡調整に関する事 こと。 2 関係機関・団体等との連絡調整に 関すること。 3 要配慮者に関する事 こと。 4 福祉避難所設置運営に関する事 こと。 5 生活必需品および食品の給付に 関すること。 6 赤十字奉仕団の要請に関する事 こと。 7 義援金、義援物資の配分に関する事 こと。
		【生活支援 班】 生活支援担当係長	
	第2副部長 高齢者介護 課長	【高齢者介護支 援班】 長寿福祉係長 介護保険担当係 長 認定調査係長 <u>包括支援担当</u>	1 被災者相談所の開設に関する事 こと。 2 社会福祉施設への情報伝達、被害調 査、応急対策に関する事 こと。 3 要配慮者に関する事 こと。 4 部内の応援に関する事 こと
第3副部長 障がい者支 援課長	【障がい者支 援班】 障がい福祉担当 係長 支援給付担当係 長	1 災害ボランティアセンター開設調整 に関する事 こと。 2 要配慮者に関する事 こと。 3 部内の応援に関する事 こと。	

保健医療部本部

部長	副部長	班長	分掌事務
保健医療 部長	第1副部長 健康推進課長	【指揮班】 健康推進担当係長	1 指揮本部との連絡調整に関する事 こと。 2 部内施設の災害対策に関する事 こと。 3 部関係の災害情報の収集・伝達に 関すること。 4 本部医務班及び医療救護所の設置に 関すること。 5 医療救護活動の総合調整及び調書の 作成に関する事 こと。 6 医師会等医療関係機関への要請に 関すること。 7 医療救護所の医薬品、衛生材料、救 護資機材

部長	副部長	班長	分掌事務
保健医療部長	第1副部長 健康推進課長	【指揮班】 健康推進担当係長 <u>【保健予防班】</u> <u>健康支援担当係長</u>	1 指揮本部との連絡調整に関する事 こと。 2 部内施設の災害対策に関する事 こと。 3 部関係の災害情報の収集・伝達に 関すること。 4 本部医務班及び医療救護所の設置に 関すること。 5 医療救護活動の総合調整及び調書の 作成に関する事 こと。 6 医師会等医療関係機関への要請に 関すること。 7 医療救護所の医薬品、衛生材料、救 護資機材の確保に関する事 こと。 8 被災地の消毒に関する事 こと。 9 感染症対策に関する事 こと。 10 感染症対応資機材の確保に関する 事 こと。
			第2副部長 国保年金課長

部長	副部長	班長	分掌事務
福祉部長	第1副部長 福祉課長	【指揮班】 福祉政策担当係長 【生活支援 班】 生活支援担当係長	1 指揮本部との連絡調整に関する事 こと。 2 関係機関・団体等との連絡調整に 関すること。 3 要配慮者に関する事 こと。 4 福祉避難所設置運営に関する事 こと。 5 生活必需品および食品の給付に 関すること。 6 赤十字奉仕団の要請に関する事 こと。 7 義援金、義援物資の配分に関する 事 こと。

組織改編に伴う
変更

			<p>の確保に関すること。 8 被災地の消毒に関すること。 9 感染症対策に関すること。 10 感染症対応資機材の確保に関すること。</p>			<p>第2副部長 高齢者介護課長</p>	<p>【高齢者介護支援班】 長 寿 福 祉 係 長 介 護 保 険 担 当 係 長 認 定 調 査 係 長 <u>介 護 予 防 担 当 係 長</u></p>	<p>1 被災者相談所の開設に関すること。 2 社会福祉施設への情報伝達、被害調査、応急対策に関すること。 3 要配慮者に関すること。 4 部内の応援に関すること</p>	
	<p>第2副部長 健康支援課長</p>	<p>【保健予防班】 健康支援担当係長</p>	<p><u>1 指揮本部との連絡調整に関すること。</u> <u>2 部内施設の災害対策に関すること。</u> <u>3 部関係の災害情報の収集・伝達に関すること。</u> <u>4 医療救護所の医薬品、衛生材料、救護資機材の確保に関すること。</u> <u>5 被災地の消毒に関すること。</u> <u>6 感染症対策に関すること。</u> <u>7 感染症対応資機材の確保に関すること。</u></p>			<p>第3副部長 障がい者支援課長</p>	<p>【障がい者支援班】 障がい福祉担当係長 支援給付担当係長</p>	<p>1 災害ボランティアセンター開設調整に関すること。 2 要配慮者に関すること。 3 部内の応援に関すること。</p>	
	<p>第3副部長 国保年金課長</p>	<p>【応援班】 国保年金担当係長</p>	<p>1 指揮本部の支援 2 部内の応援に関すること。</p>						
風-232～233				風-224～225					

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第4節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害状況等から、安曇野市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。(別記参照)</p> <p>なお、市が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、市の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行う。</p> <p>また、他市町村が被災したときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。</p> <p>なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染症対策を適切に行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">風-240</p>	<p style="text-align: center;">第4節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害状況等から、安曇野市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。(別記参照)</p> <p>なお、市が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、市の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行う。</p> <p>また、他市町村が被災したときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。</p> <p>なお、派遣先において、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染症対策を適切に行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">風-232</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

第3 活動の内容

2 応援体制の整備

(2) 実施計画

ア 【市、県、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

(市：危機管理課、県：危機管理部、関係各部署)

(ア) 情報収集及び応援体制の確立

a 市、県、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。

b 県は、県外で大規模災害が発生した場合には、長野県災害対策支援本部を設置し、全庁的な対応を行うものとする。

c 県及び市町村は、県外で大規模な災害が発生した場合には、一体となった的確な支援を行うものとする。

なお、必要に応じて支援県民本部を設置し、関係機関と連携した支援を行うものとする。

風-244

イ 【長野県合同災害支援チームが実施する対策】

(ア) 県及び市町村は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書」に基づき支援を行う。

(イ) 主な支援内容は以下のとおり。

a 被災県等への職員派遣及び物資の提供

b 被災者の受入及び施設の提供

(a) 県内医療機関での傷病者の受入

(b) 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供

c その他被災県等との協議の中で必要と認められた支援

3 受援体制の整備

(2) 実施計画

ア 【市、県、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

(市：危機管理課、松本広域消防局、県：危機管理部、関係各部署)

a 円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討する。

また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をする。

b 応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をするものとする。

第3 活動の内容

2 応援体制の整備

(2) 実施計画

ア 【市、県、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

(市：危機管理課、県：危機管理部、関係各部署)

(ア) 情報収集及び応援体制の確立

市、県、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。

風-236

イ 【長野県合同災害支援チームが実施する対策】

(ア) 長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した県外地方公共団体に対し、県と市町村が一体となって支援を行う。

(イ) 県及び市町村は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書」に基づき支援を行う。

(ウ) 主な支援内容は以下のとおり。

a 被災県等への職員派遣及び物資の提供

b 被災者の受入及び施設の提供

(a) 県内医療機関での傷病者の受入

(b) 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供

c その他被災県等との協議の中で必要と認められた支援

3 受援体制の整備

(2) 実施計画

ア 【市、県、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

(市：危機管理課、松本広域消防局、県：危機管理部、関係各部署)

円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討する。

また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をする。

応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備を

<p>c 県及び市町村は、応援職員が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。</p> <p style="text-align: center;">風-245</p>	<p style="text-align: center;">するものとする。</p> <p style="text-align: center;">風-237</p>	
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------	--

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第5節 ヘリコプターの運用計画</p> <p>第3 計画の内容 (別記)</p> <p style="text-align: center;">ヘリコプター要請手続要領</p> <p>6 ドクターヘリ</p> <p>重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と衛生部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部附属病院へドクターヘリの出動を要請する。</p> <p style="text-align: center;">風-256</p>	<p style="text-align: center;">第5節 ヘリコプターの運用計画</p> <p>第3 計画の内容 (別記)</p> <p style="text-align: center;">ヘリコプター要請手続要領</p> <p>6 ドクターヘリ</p> <p>重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と衛生部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部附属病院へドクターヘリの出動を要請する。</p> <p style="text-align: center;">風-247</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第7節 救助・救急・医療活動</p> <p>第3 活動の内容 1 救助・救急活動</p>	<p style="text-align: center;">第7節 救助・救急・医療活動</p> <p>第3 活動の内容 1 救助・救急活動</p>	<p>県防災計画の変</p>

<p>(1) 基本方針 消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。 また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。 なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は感染対策を適切に行うものとする。</p> <p>(2) 実施計画 ア 【市及び松本広域消防局が実施する対策】(危機管理課、保健医療部、松本広域消防局) (イ) 必要に応じて他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を別節「広域相互応援活動」及び別節「自衛隊災害派遣活動」により行い、住民の安全確保を図る。</p> <p style="text-align: center;">風-269</p>	<p>(1) 基本方針 消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。 また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。 なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生及びまん延が懸念される場合は感染対策を適切に行うものとする。</p> <p>(3) 実施計画 ア 【市及び松本広域消防局が実施する対策】(危機管理課、保健医療部、松本広域消防局) (イ) 必要に応じて他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を別節「広域相互応援活動」及び別節「自衛隊災害派遣活動」により行い、住民の安全確保を図る</p> <p style="text-align: center;">風-260</p>	<p>更に伴う変更</p> <p>県防災計画の変更に伴う変更</p> <p>修正</p> <p>県防災計画の変更に伴う変更</p> <p>県防災計画の変更に伴う変更</p>																																				
<p>2 医療活動 (2) 実施計画 ア 【市が実施する対策】(保健医療部、松本広域消防局) (カ) 医療救護所は、<u>避難被災</u>住民が存在する限り、継続して設置することを基本としますが、地区内における診療所等の半数以上が機能を回復したところで、本部医務班が規模の縮小等を検討することとします。 (キ) 医療救護所の設置 a 災害時医療救護活動マニュアルに基づき医療救護所を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="326 1291 1231 1774"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>医療救護所 設置施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>豊科保健センター</td> <td>安曇野市豊科 4153-1 (サントピア豊科内)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>穂高保健センター</td> <td>安曇野市穂高 9181 (<u>穂高健康支援センター内</u>)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>三郷保健センター</td> <td>安曇野市三郷明盛 4810-1</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>堀金保健センター</td> <td>安曇野市堀金烏川 2132-4 (<u>憩いの里うらら内</u>)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>明科保健センター</td> <td>安曇野市明科東川手 606-2 (<u>総合福祉センター あいりす内</u>)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">風-271</p>	No.	医療救護所 設置施設名	所在地	1	豊科保健センター	安曇野市豊科 4153-1 (サントピア豊科内)	2	穂高保健センター	安曇野市穂高 9181 (<u>穂高健康支援センター内</u>)	3	三郷保健センター	安曇野市三郷明盛 4810-1	4	堀金保健センター	安曇野市堀金烏川 2132-4 (<u>憩いの里うらら内</u>)	5	明科保健センター	安曇野市明科東川手 606-2 (<u>総合福祉センター あいりす内</u>)	<p>2 医療活動 (2) 実施計画 ア 【市が実施する対策】(保健医療部、松本広域消防局) (カ) 医療救護所は、<u>避難被災</u>住民が存在する限り、継続して設置することを基本としますが、地区内における診療所等の半数以上が機能を回復したところで、本部医務班が規模の縮小等を検討することとします。 (キ) 医療救護所の設置 a 災害時医療救護活動マニュアルに基づき医療救護所を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1528 1291 2433 1774"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>医療救護所 設置施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>豊科保健センター</td> <td>安曇野市豊科 4153-1 (サントピア豊科内)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>穂高保健センター</td> <td>安曇野市穂高 9181</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>三郷保健センター</td> <td>安曇野市三郷明盛 4810-1</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>堀金保健センター</td> <td>安曇野市堀金烏川 2132-4</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>明科保健センター</td> <td>安曇野市明科東川手 606-2</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">風-269</p>	No.	医療救護所 設置施設名	所在地	1	豊科保健センター	安曇野市豊科 4153-1 (サントピア豊科内)	2	穂高保健センター	安曇野市穂高 9181	3	三郷保健センター	安曇野市三郷明盛 4810-1	4	堀金保健センター	安曇野市堀金烏川 2132-4	5	明科保健センター	安曇野市明科東川手 606-2	<p>修正</p> <p>県防災計画の変更に伴う変更</p> <p>県防災計画の変更に伴う変更</p>
No.	医療救護所 設置施設名	所在地																																				
1	豊科保健センター	安曇野市豊科 4153-1 (サントピア豊科内)																																				
2	穂高保健センター	安曇野市穂高 9181 (<u>穂高健康支援センター内</u>)																																				
3	三郷保健センター	安曇野市三郷明盛 4810-1																																				
4	堀金保健センター	安曇野市堀金烏川 2132-4 (<u>憩いの里うらら内</u>)																																				
5	明科保健センター	安曇野市明科東川手 606-2 (<u>総合福祉センター あいりす内</u>)																																				
No.	医療救護所 設置施設名	所在地																																				
1	豊科保健センター	安曇野市豊科 4153-1 (サントピア豊科内)																																				
2	穂高保健センター	安曇野市穂高 9181																																				
3	三郷保健センター	安曇野市三郷明盛 4810-1																																				
4	堀金保健センター	安曇野市堀金烏川 2132-4																																				
5	明科保健センター	安曇野市明科東川手 606-2																																				

(ク) 医薬品・医療資機材の調達

各医療救護所に救護ボックスが配備されており、医療救護にはその医薬品等を使用する。

2 医療活動

イ 【県が実施する対策】(危機管理部、健康福祉部、警察本部)

- (ア) 大規模災害時に保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下「長野県保健医療福祉調整本部」という。）の設置及び運営を行う。

風-272

- (カ) 市町村からの要請により、又は必要があると認められるときは、当該二次医療圏に位置する災害拠点病院を中心とした医療体制の確保を行う。

- (ク) 災害対策本部は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、長野県保健医療福祉調整本部や現地対策本部と連携して必要な調整を行う。

風-273

- (セ) 災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、災害支援ナース、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害派遣チーム（JDA-DAT）、民間医療機関等から医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。

ウ 【関係機関が実施する対策】

(キ) 災害支援ナースが所属する施設は、派遣要請に基づき、災害支援ナースを派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

(ク) （一社）長野県薬剤師会は医薬品の調剤、服薬指導、仕分け、管理等、医療救援体制について必要な事項を定めるとともに、薬剤師班を編成し、災害時の医療救援活動を行う。

(ク) 医薬品・医療資機材の調達

各医療救護所に救護ボックスが配備されており、医療救護にはその医薬品等を使用するが、不足が予想されることから、薬剤師が出勤する際、指定された医薬品、衛生材料等を持参する。

2 医療活動

イ 【県が実施する対策】(危機管理部、健康福祉部、警察本部)

- (ア) 大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下「長野県災害医療本部」という。）の設置及び運営を行う。

風-262

- (カ) 市町村からの要請により、又は必要があると認められるときは、災害拠点病院を中心とした地方部単位の後方医療体制の確保を行う。

- (ク) 災害対策本部は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害医療本部や現地対策本部と連携して必要な調整を行う。

風-264

- (セ) 災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等から医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。

ウ 【関係機関が実施する対策】

(キ) （一社）長野県薬剤師会は医薬品の調剤、服薬指導、仕分け、管理等、医療救援体制について必要な事項を定めるとともに、薬剤師班を編成し、災害時の医療救援活動を行う。

また、県、市町村から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は被災地へ薬剤師班を派遣する。

<p>また、県、市町村から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ薬剤師班を派遣する。</p> <p>(ケ) 災害拠点病院は、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行う。</p> <p>(コ) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会は、県、市町村からの要請に基づき、備蓄医薬品及び衛生材料の速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図る。</p> <p>(サ) (一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、県からの要請に基づき医療ガスを速やかに供給する。</p> <p>(シ) 長野県厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部付属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行う。</p> <p>(ス) (公社)長野県柔道整復師会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者の応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）を行う。</p> <p>(セ) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、精神医療及び精神保健活動への支援を実施するものとする。</p> <p>(ソ) (一社)長野県理学療法士会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者、被災者に対し応急処置活動等を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">風-274～275</p>	<p>(ク) 災害拠点病院は、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行う。</p> <p>(ケ) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会は、県、市町村からの要請に基づき、備蓄医薬品及び衛生材料の速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図る。</p> <p>(コ) (一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、県からの要請に基づき医療ガスを速やかに供給する。</p> <p>(サ) 長野県厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部付属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行う。</p> <p>(シ) (公社)長野県柔道整復師会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者の応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）を行う。</p> <p>(ス) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、精神医療及び精神保健活動への支援を実施するものとする。</p> <p>(セ) (一社)長野県理学療法士会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者、被災者に対し応急処置活動等を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">風-264～266</p>	
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第9節 要配慮者に対する応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(福祉部、市民生活部、商工観光スポーツ部)</p> <p>(ウ) 避難所での生活環境整備等</p> <p> c 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供</p> <p> 福祉避難所及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。</p> <p> なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染症対策を適切に行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">風-281</p>	<p style="text-align: center;">第9節 要配慮者に対する応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(福祉部、市民生活部、商工観光スポーツ部)</p> <p>(ウ) 避難所での生活環境整備等</p> <p> c 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供</p> <p> 福祉避難所及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。</p> <p> なお、派遣先において、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染症対策を適切に行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">風-272</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

<p>イ 【県が実施する対策】（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、建設部）</p> <p><u>(ウ) 介護職員等の広域受援に必要な情報の把握・収集</u> <u>介護職員の不足に備え、市町村等と連携し、県内施設の介護職員自身の被災に伴う職員の不足状況など広域受援に必要な情報の把握・収集を行う。</u></p> <p><u>(エ) 介護職員等の派遣体制の確保</u> 社会福祉事業者等の管理者に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することなどにより介護職員等の派遣体制の整備に努める。</p> <p><u>(オ) 応急仮設住宅等の確保</u> 要配慮者向けの応急仮設住宅を、市町村と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。</p> <p><u>(カ) 災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣</u> 市町村からの支援要請により、又は必要があると認められるときは、災害派遣福祉チーム（DWA T）<u>や災害支援ナース</u>の派遣を要請する。</p> <p style="text-align: center;">風-282</p>	<p>イ 【県が実施する対策】（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、建設部）</p> <p><u>(ウ) 介護職員等の派遣体制の確保</u> 社会福祉事業者等の管理者に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することなどにより介護職員等の派遣体制の整備に努める。</p> <p><u>(エ) 応急仮設住宅等の確保</u> 要配慮者向けの応急仮設住宅を、市町村と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。</p> <p><u>(オ) 災害派遣福祉チーム（DWA T）等の派遣</u> 市町村からの支援要請により、又は必要があると認められるときは、災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣を要請する。</p> <p style="text-align: center;">風-273</p>	
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第 10 節 緊急輸送活動</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>3 緊急交通路確保のための<u>道路啓開等</u></p> <p>(1) 基本方針 県警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第 1 次<u>緊急輸送道路指定路線</u>から順次応急復旧を<u>進める。指定路線の道路啓開及び応急復旧に数日かかる</u>場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保する。 また、応急復旧にあたっては各機関が連絡協議し、優先順位をもって、できるかぎり早期の緊急交通路確保に留意する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 県は、<u>道路啓開計画に基づき</u>緊急交通路を確保するため、県管理道路の機能確保を図る。また、県管理道路以外の道路についても、当該道路管理者の要請に基づき、可能な範囲で応援する。なお、県管理道路の応急復旧対策について応援を必要とするときは、関係機関に応援を要請する。（建設部）</p> <p style="text-align: center;">風-286</p>	<p style="text-align: center;">第 10 節 緊急輸送活動</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>3 緊急交通路確保のための<u>応急復旧</u></p> <p>(1) 基本方針 県警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第 1 次から順次応急復旧を<u>推進し、第 1 次確保路線復旧が困難な場合は第 2 次確保路線、第 2 次確保路線が困難な場合は</u>指定路線以外の道路を緊急交通路として確保する。 また、応急復旧にあたっては各機関が連絡協議し、優先順位をもって、できるかぎり早期の緊急交通路確保に留意する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 県は、<u>応急対策を実施するための</u>緊急交通路を確保するため、県管理道路の機能確保を図る。また、県管理道路以外の道路についても、当該道路管理者の要請に基づき、可能な範囲で応援する。なお、県管理道路の応急復旧対策について応援を必要とするときは、関係機関に応援を要請する。（建設部）</p> <p style="text-align: center;">風-277</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

<p>6 輸送拠点の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(都市建設部、<u>各</u>部局)</p> <p>(ア) <u>地域内物資輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。</u></p> <p><u>また、輸送拠点の効率的な運営を図るために、速やかに、運営に必要な人員や資器材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。</u></p> <p>イ 【県が実施する対策】</p> <p>県警察は警察署及び市町村と協議の上、緊急交通路との連絡道路について、交通規制を実施する。(警察本部)</p> <p style="text-align: center;">風-289</p>	<p>6 輸送拠点の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(都市建設部、<u>市民生活部</u>)</p> <p>(ア) <u>輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づき所在地の市町村があたることを原則とし、運営にあたっては、被災市町村及び県と密接に連携する。</u></p> <p>イ 【県が実施する対策】</p> <p>(ア) <u>予防計画第10節「緊急輸送計画」において各市町村が定める輸送拠点内から、被災状況に応じて必要な輸送拠点を指定し、関係各機関に徹底する。</u></p> <p><u>指定にあたっては、被災市町村における応急対策のための業務量を考慮し、関係市町村と協議のうえ、原則としてその外周市町村を指定する。(危機管理部)</u></p> <p style="text-align: center;">風-280</p>	
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第11節 障害物の処理活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】(各)部局)</p> <p>(ア) 実施機関</p> <p>a 県管理の道路施設上の障害物の除去は、<u>道路啓開計画に基づき</u>建設部が警察本部等関係部局の協力を得て行う。</p> <p style="text-align: center;">風-290</p>	<p style="text-align: center;">第11節 障害物の処理活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】(各)部局)</p> <p>(ア) 実施機関</p> <p>a 県管理の道路施設上の障害物の除去は、建設部が警察本部等関係部局の協力を得て行う。</p> <p style="text-align: center;">風-281</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

修正後	修正前	修正理由
-----	-----	------

第12節 避難受入及び情報提供活動

第3 活動の内容

1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

市及び県は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生委員・児童委員、自主防災組織、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ確かな把握に努める。

また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

風-300

4 避難所の開設・運営

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(全部局)

(コ) 指定避難所における生活環境について下記の事項に注意を払い、必要な措置をとることで常に良好なものとするよう努める。

a トイレの設置状況等の把握に努め、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置への配慮

b 食事提供の状況把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事の提供

c 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置

d 入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保

e 避難の長期化等の必要に応じて、避難者の健康状態や指定避難所の環境状況の把握

(a) パーティション等によるプライバシーの確保状況

(b) 段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況

(c) 入浴施設設置の有無及び利用頻度

(d) 洗濯等の頻度

(e) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度

(f) 暑さ・寒さ対策の必要性

(g) 食料の確保、配色等の状況

(h) し尿及びごみの処理状況

f 必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握

風-303

第12節 避難受入及び情報提供活動

第3 活動の内容

1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

市及び県は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、自主防災組織、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ確かな把握に努める。

また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

風-291

4 避難所の開設・運営

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(全部局)

(コ) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。また必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努める。

風-294

県防災計画の変更に伴う変更

県防災計画の変更に伴う変更

(ウ) 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。

a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うもの。

b 異性に介助される要介助者、性的マイノリティの方等が利用しやすいように、性別問わず利用できるトイレ、更衣室等を設置するよう努めるものとする。

c 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。

d 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供を開始できるように努めるものとする。

(a) 介護職員等の派遣

(b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施

(c) 病院や社会福祉施設等への受入

e 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

f 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。

g 指定避難所の運営に当たり、災害の規模が大きく、市において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し協力を依頼するものとする。

h 市教育委員会及び学校長は、県が実施する対策の例（イ(エ)）に準じて、市の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

i 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

j やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

k 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

l 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

m 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。

n 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

o 必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

風-304

イ 【県が実施する対策】

(ア) 市町村長の報告等により、避難所の開設状況や在宅・車中泊避難者等への支援状況を把握するとともに、市町村の要請に応じ指定避難所等に必要な資機材の調達及び斡旋に努める。(危機管理部)

(イ) 指定避難所の管理運営にあたり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣する。
なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。(全部局)

(オ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。(危機管理部、健康福祉部)

(カ) 在宅避難者等の支援拠点や車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、市町村と協力し、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。(危機管理部、健康福祉部)

風-305

6 住宅の確保

(2) 実施計画

イ 【県が実施する対策】(建設部)

(エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅を提供する。

a 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

風-294

イ 【県が実施する対策】

(ア) 市町村長の報告により、避難所の開設状況を把握するとともに、市町村の要請に応じ指定避難所に必要な資機材の調達及び斡旋に努める。(危機管理部)

(イ) 指定避難所の管理運営にあたり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣する。
なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

(オ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

風-294

6 住宅の確保

(2) 実施計画

イ 【県が実施する対策】(建設部)

(エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅を提供する。

a 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

更に伴う変更

県防災計画の変更に伴う変更

<p>なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p> <p>風-308</p> <p>7 被災者等への的確な情報伝達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市及び県が実施する計画】(市：危機管理課、県：危機管理部)</p> <p>イ) 市自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。</p> <p>風-309</p>	<p>風-298</p> <p>7 被災者等への的確な情報伝達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市及び県が実施する計画】(市：危機管理課、県：危機管理部)</p> <p>イ) 市自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。</p> <p>風-307</p>	
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第13節 孤立地域対策活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 救助・救出対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(危機管理課、保健医療部、商工観光スポーツ部、松本広域消防局)</p> <p>イ) 負傷者等が多い場合は、<u>「医療救護活動マニュアル」</u>に基づき医療救護所の開設及び医師等の現地派遣に配慮する。</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【関係機関が実施する対策】(<u>NTT 東日本 (株)</u>)</p> <p style="text-align: center;">風-312</p>	<p style="text-align: center;">第13節 孤立地域対策活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 救助・救出対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(危機管理課、保健医療部、商工観光スポーツ部、松本広域消防局)</p> <p>イ) 負傷者等が多い場合は、医療救護活動マニュアルに基づき医療救護所の開設及び医師等の現地派遣に配慮する。</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【関係機関が実施する対策】(<u>東日本電信電話 (株)</u>)</p> <p style="text-align: center;">風-301</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p> <p>社名変更に伴う変更</p>

修正後	修正前	修正理由
-----	-----	------

<p style="text-align: center;">第 16 節 生活必需品の調達供給活動</p> <p>第 1 基本方針</p> <p>災害発生後、住民の避難所での生活必需品については、基本的には市が備蓄分を供給するが、被害状況等に応じて、市からの要請に基づき県は生活必需品の迅速な調達・供給を行う。</p> <p>このため、要請された生活必需品の調達・供給に関して、連絡・調整・輸送・集積等について体制の整備を図る。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼育に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、性別によるニーズの違いに配慮するものとする。</p> <p style="text-align: center;">風-320</p>	<p style="text-align: center;">第 16 節 生活必需品の調達供給活動</p> <p>第 1 基本方針</p> <p>災害発生後、住民の避難所での生活必需品については、基本的には市が備蓄分を供給するが、被害状況等に応じて、市からの要請に基づき県は生活必需品の迅速な調達・供給を行う。</p> <p>このため、要請された生活必需品の調達・供給に関して、連絡・調整・輸送・集積等について体制の整備を図る。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼育に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。</p> <p style="text-align: center;">風-309</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第 17 節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>2 感染症予防対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>感染症予防対策用物品及び器具の整備及び訓練、資機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防を行う。</p> <p>また、感染症の発生を未然に防止するため、被災市町村との連携のもとに衛生指導、健康調査などの感染症予防を行う。</p> <p>なお、感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供、消毒の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。</p> <p style="text-align: center;">風-323</p> <p>(カ) 被災地においての発生、拡大がみられる場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒やねずみ族、昆虫等の駆除等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。</p> <p>また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 17 節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>2 感染症予防対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>感染症予防対策の整備及び訓練、機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防を行う。</p> <p>また、感染症の発生を未然に防止するため、被災市町村との連携のもとに衛生指導、健康調査などの感染症予防を行う。</p> <p>なお、感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供、消毒の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。</p> <p style="text-align: center;">風-312</p> <p>(カ) 被災地において感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒やねずみ族、昆虫等の駆除等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。</p> <p>また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

<p><u>(コ) 避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム (DICT) 等の派遣を迅速に要請するものとする。</u></p> <p>イ 【県が実施する対策】(健康福祉部) (イ) 災害時に備え、感染症予防対策用<u>物品の確保</u>及び訓練(点検を含む。)、被災時は機材の適切な導入について関係機材に対し指示を行う。</p> <p style="text-align: center;">風-324</p> <p><u>(カ) 避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム (DICT) 等の派遣を迅速に要請するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">風-325</p>	<p>イ 【県が実施する対策】(健康福祉部) (イ) 災害時に備え、感染症予防対策用<u>器具の整備</u>及び訓練(点検を含む。)、<u>機材の確保を図り</u>、被災時は機材の適切な導入について関係機材に対し指示を行う。</p> <p style="text-align: center;">風-313</p> <p style="text-align: center;">風-314</p>	
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第 21 節 危険物施設等応急活動</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>4 高圧ガス施設応急対策 (2) 実施計画 イ 【県が実施する対策】 (ア) <u>産業</u>労働部が実施する対策 a 高圧ガス関係事業所に対し、次の応急対策の確立について指導徹底を図る。</p> <p style="text-align: center;">風-336</p> <p>5 液化石油ガス施設応急対策 (2) 実施計画 イ 【県が実施する対策】(<u>商工産業</u>労働部)</p> <p style="text-align: center;">風-337</p>	<p style="text-align: center;">第 21 節 危険物施設等応急活動</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>4 高圧ガス施設応急対策 (2) 実施計画 イ 【県が実施する対策】 (ア) <u>商工</u>労働部が実施する対策 a 高圧ガス関係事業所に対し、次の応急対策の確立について指導徹底を図る。</p> <p style="text-align: center;">風-328</p> <p>5 液化石油ガス施設応急対策 (2) 実施計画 イ 【県が実施する対策】(<u>商工産業</u>労働部)</p> <p style="text-align: center;">風-327</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第 22 節 電気施設応急活動</p> <p>第 3 活動の内容</p>	<p style="text-align: center;">第 22 節 電気施設応急活動</p> <p>第 3 活動の内容</p>	

<p>2 迅速な応急復旧活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>(イ) 県企業局が実施する対策</p> <p><u>a</u> 工作物倒壊、崩落等のため送電することが危険であり、また事故を誘発する恐れがある</p> <p>場合は、直ちに送電を停止し、関係機関に連絡するとともに必要な措置を講じ、送電再開に際しては、電力会社と密接な連絡をとりながら行う。</p> <p><u>b</u> <u>水力発電所の地域への開放等、電力供給の多様化を検討する。</u></p> <p style="text-align: center;">風-342</p>	<p>2 迅速な応急復旧活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>(イ) 県企業局が実施する対策</p> <p>工作物倒壊、崩落等のため送電することが危険であり、また事故を誘発する恐れがある</p> <p>場合は、直ちに送電を停止し、関係機関に連絡するとともに必要な措置を講じ、送電再開に際しては、電力会社と密接な連絡をとりながら行う。</p> <p style="text-align: center;">風-331</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第 25 節 下水道施設応急活動</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>1 情報の収集連絡、被害規模の把握</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【市及び県が実施する対策】(市：上下水道部、県：環境部、農政部)</p> <p>下水道施設台帳等(管渠施設、処理場施設等)を活用し、被害箇所及び被害状況を把握する。</p> <p style="text-align: center;">風-347</p>	<p style="text-align: center;">第 25 節 下水道施設応急活動</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>1 情報の収集連絡、被害規模の把握</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【市及び県が実施する対策】(市：上下水道部、県：環境部、農政部)</p> <p><u>ア</u> 下水道施設台帳等(管渠施設、処理場施設等)を活用し、被害箇所及び被害状況を把握する。</p> <p><u>イ</u> <u>情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">風-336</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第 26 節 通信・放送施設応急活動</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>3 電気通信施設の応急活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【<u>NTT 東日本(株)</u>、(株)NTTドコモ、KDD I(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)が実施する計画】</p> <p style="text-align: center;">風-350</p>	<p style="text-align: center;">第 26 節 通信・放送施設応急活動</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>3 電気通信施設の応急活動</p> <p>(3) 実施計画</p> <p>【<u>東日本電信電話(株)</u>、(株)NTTドコモ、KDD I(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)が実施する計画】</p> <p style="text-align: center;">風-339</p>	<p>社名変更に伴う変更</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第 28 節 災害広報活動</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】（危機管理部、企画振興部）</p> <p>県が実施する次の対策は、通常は危機管理防災課または関係課が行うが、災害対策本部設置時には災害対策本部が、関係課との緊密な連絡のもとに行う。</p> <p>(ア) 広報資料の収集</p> <p>広報資料の収集は、第 1 節「災害情報の収集・連絡活動」の責任機関（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）からの情報提供によるが、必要に応じて、被災現地へ取材員を派遣するなど直接広報資料の収集を行う。</p> <p>なお、取材員の派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">風-359</p>	<p style="text-align: center;">第 28 節 災害広報活動</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】（危機管理部、企画振興部）</p> <p>県が実施する次の対策は、通常は危機管理防災課または関係課が行うが、災害対策本部設置時には災害対策本部が、関係課との緊密な連絡のもとに行う。</p> <p>(ア) 広報資料の収集</p> <p>広報資料の収集は、第 1 節「災害情報の収集・連絡活動」の責任機関（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）からの情報提供によるが、必要に応じて、被災現地へ取材員を派遣するなど直接広報資料の収集を行う。</p> <p>なお、取材員の派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">風-348</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第 29 節 土砂災害等応急活動</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局）</p> <p>(ウ) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、被災状況の把握を実施する場合にはヘリ、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">風-362～363</p>	<p style="text-align: center;">第 29 節 土砂災害等応急活動</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【国が実施する対策】（地方整備局）</p> <p>(ウ) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">風-351～352</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第 30 節 建築物災害応急活動</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>1 建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(全部局)</p> <p>(ア) 市が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、市営住宅、市立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を講ずる。</p> <p>イ 【県が実施する対策】(建設部)</p> <p>(イ) 市町村から、被災建築物(震災に限る。)や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。職員を派遣する際は、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</p> <p style="text-align: center;">風-366</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(教育部)</p> <p>(イ) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県に報告するものとする。</p> <p>(ウ) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。</p> <p>イ 【県が実施する対策】(県民文化部)</p> <p>ウ 【所有者が実施する対策】</p> <p>(ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育部へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県、市教育部の指導を受けて実施する。</p> <p>(エ) 被災した建造物内の文化財について、県や市教育部等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。</p> <p style="text-align: center;">風-367</p>	<p style="text-align: center;">第 30 節 建築物災害応急活動</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>1 建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】(建設部)</p> <p>ア 【市が実施する対策】(全部局)</p> <p>(ア) 市が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、<u>病院</u>、市営住宅、市立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を講ずる。</p> <p>(イ) 市町村から、被災建築物(震災に限る。)や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。職員を派遣する際は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</p> <p style="text-align: center;">風-355</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(教育部)</p> <p>(イ) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県<u>教育委員会</u>に報告するものとする。</p> <p>(ウ) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県<u>教育委員会</u>等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。</p> <p>イ 【県が実施する対策】(<u>教育委員会</u>)</p> <p>ウ 【所有者が実施する対策】</p> <p>(ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育部へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県<u>教育委員会</u>、市教育部の指導を受けて実施する。</p> <p>(エ) 被災した建造物内の文化財について、県<u>教育委員会</u>や市教育部等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。</p> <p style="text-align: center;">風-356</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第 31 節 道路及び橋梁応急活動</p> <p>第 1 基本方針 災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じて迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。 また、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルートを含めた交通機能確保のために<u>道路啓開</u>及び被災道路・橋梁の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部等と結んだ業務協定に基づき、速やかに応急復旧を行う。道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報を一元化し提供を行う。</p> <p>第 2 主な活動 1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、<u>道路啓開及び</u>応急復旧を行うとともに道路状況を提供する。</p> <p>第 3 活動の内容 1 道路及び橋梁応急対策 (1) 基本方針 災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じて迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。 また、交通機能確保のために、<u>道路啓開</u>及び被災道路・橋梁の応急復旧計画を策定し、建設業協会等と結んだ業務協定に基づき、速やかに<u>な</u>応急復旧工事を行う。 道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報を一元化し提供を行う。</p> (2) 実施計画 ア 【市が実施する対策】(都市建設部、農林部) 行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、 <u>道路啓開及び</u> 応急復旧を行い、交通の確保に努める。 イ 【県が実施する対策】(建設部、警察本部、道路公社) (ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による <u>る</u> パトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプローブ情報の活用等により <u>被害状況を把握する。</u> (イ) <u>事前に定めた道路啓開計画に基づき、道路啓開を行う。</u> (ウ) パトロール結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をと	<p style="text-align: center;">第 31 節 道路及び橋梁応急活動</p> <p>第 1 基本方針 災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じて迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。 また、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルートを含めた交通機能確保のために<u>路上障害物の除去</u>及び被災道路・橋梁の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部等と結んだ業務協定に基づき、速やかに応急復旧<u>工事</u>を行う。道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報を一元化し提供を行う。</p> <p>第 2 主な活動 1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、<u>障害物の除去、</u>応急復旧を行うとともに<u>交通規制を行い、</u>道路状況を提供する。</p> <p>第 3 活動の内容 1 道路及び橋梁応急対策 (1) 基本方針 災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じて迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。 また、交通機能確保のために<u>路上障害物の除去</u>及び被災道路・橋梁の応急復旧計画を策定し、建設業協会等と結んだ業務協定に基づき、速やかに<u>に</u>応急復旧工事を行う。 道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報を一元化し提供を行う。</p> (2) 実施計画 ア 【市が実施する対策】(都市建設部、農林部) 行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。 イ 【県が実施する対策】(建設部、警察本部、道路公社) (ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用により <u>り</u> パトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプローブ情報の活用等により <u>情報収集を行う。</u> (イ) パトロール結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

<p>る。道路及び橋梁に被害が発生した場合は、当該施設管理者へ通報する。</p> <p>(エ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報（以下「道路情報等」という。）について、ビーコン、E T C 2. 0、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行う。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。</p> <p>(オ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会等と結んだ業務協定に基づき、緊急交通路及び緊急輸送道路の機能確保を最優先に応急復旧を行う。</p> <p>また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。</p> <p style="text-align: center;">風-368～369</p>	<p>道路及び橋梁に被害が発生した場合は、当該施設管理者へ通報する。</p> <p>(ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報（以下「道路情報等」という。）について、ビーコン、E T C 2. 0、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行う。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。</p> <p>(エ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、<u>路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会等と結んだ業務協定に基づき、緊急交通路交通規制対象予定道路</u>及び緊急輸送道路の機能確保を最優先に応急復旧<u>工事</u>を行う。</p> <p>また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。</p> <p style="text-align: center;">風-357</p>	
<p>ウ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局）</p> <p>(イ) パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。</p> <p>なお、措置にあたっては、緊急交通路及び緊急輸送道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。</p> <p>(ウ) <u>経路情報等の収集を行う ITS スポットや可搬型路側機等の増強を進め、道路における通行止め状況や通行状況を適切に把握する。</u></p> <p>(エ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路の指定状況、迂回路等の情報について、ビーコン、E T C 2. 0、道路情報板、路側放送インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行う。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。</p> <p>(オ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、被災道路の応急復旧計画を策定し、緊急交通路及び緊急輸送道路の機能確保を最優先に行う。</p> <p>応急復旧の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。</p> <p style="text-align: center;">風-369</p>	<p>ウ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局）</p> <p>(イ) パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。</p> <p>なお、措置にあたっては、緊急交通路<u>交通規制対象予定道路</u>及び緊急輸送道路<u>と広域輸送拠点とのアクセス道路</u>の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。</p> <p>(ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路の指定状況、迂回路等の情報について、ビーコン、E T C 2. 0、道路情報板、路側放送インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行う。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。</p> <p>(エ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、<u>路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行い、緊急交通路交通規制対象予定道路</u>及び緊急輸送道路<u>としての機能確保を最優先に行う。</u></p> <p><u>路上の障害物の除去及び応急復旧対策</u>の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。</p> <p style="text-align: center;">風-358</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

修正後	修正前	修正理由
-----	-----	------

<p style="text-align: center;">第 33 節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【関係機関が実施する対策】(地方整備局)</p> <p>必要に応じて緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、<u>給水支援</u>その他災害応急対策など、二次災害防止施策に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)は、<u>被災状況の把握を実施する場合にはヘリ、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等</u>との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">風-379</p>	<p style="text-align: center;">第 33 節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【関係機関が実施する対策】(地方整備局)</p> <p>必要に応じて緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、その他災害応急対策など、二次災害防止施策に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">風-367</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第 36 節 文教活動</p> <p>第 4 応急保育</p> <p>(2) 災害発生直後の体制</p> <p>イ 認定子ども園長は、災害の規模、園児、職員、施設設備等の被害状況を把握し、速やかに<u>福祉教育</u>部長を通じて本部長に報告する。</p> <p>オ <u>福祉教育</u>部長は、認定子ども園長に対して迅速に適切な緊急対策に関する指示を行うとともに、所轄の認定子ども園ごとに分担を定め、情報及び指令の伝達についての万全期する。併せて、認定子ども園の衛生管理指導、施設の緊急使用等の応急・復旧対策実施の総括にあたる。</p> <p>(3) 応急保育の実施</p> <p>ア 認定子ども園長は、職員を掌握して保護者の罹災状況を把握し、保育園の整理を行い、<u>福祉教育</u>部と連携し、復旧体制の確立に努める。</p> <p>イ <u>福祉教育</u>部長は、情報、指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、認定子ども園長は、その指示事項の徹底を図る。</p> <p style="text-align: center;">風-389</p>	<p style="text-align: center;">第 36 節 文教活動</p> <p>第 4 応急保育</p> <p>(2) 災害発生直後の体制</p> <p>イ 認定子ども園長は、災害の規模、園児、職員、施設設備等の被害状況を把握し、速やかに<u>福祉教育</u>部長を通じて本部長に報告する。</p> <p>オ <u>福祉教育</u>部長は、認定子ども園長に対して迅速に適切な緊急対策に関する指示を行うとともに、所轄の認定子ども園ごとに分担を定め、情報及び指令の伝達についての万全期する。併せて、認定子ども園の衛生管理指導、施設の緊急使用等の応急・復旧対策実施の総括にあたる。</p> <p>(3) 応急保育の実施</p> <p>ア 認定子ども園長は、職員を掌握して保護者の罹災状況を把握し、保育園の整理を行い、<u>福祉教育</u>部と連携し、復旧体制の確立に努める。</p> <p>イ <u>福祉教育</u>部長は、情報、指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、認定子ども園長は、その指示事項の徹底を図る。</p> <p style="text-align: center;">風-379</p>	<p>組織の修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第 37 節 飼養動物の保護対策</p> <p>第 1 基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を<u>獣医師会等と連携し</u>実施する。</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>1 基本方針 大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。 また、飼い主が<u>家庭動物</u>と同行避難するため、<u>の適正な飼育環境を確保する。</u></p> <p>2 実施計画 (1) 【市が実施する対策】(市民生活部、農林部、危機管理課) ウ <u>家庭動物</u>との同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努めるものとする。 エ <u>飼い主等からの飼育動物の一時預かり要望へ対応するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">風-390</p> <p>カ 県は、飼い主と<u>家庭動物</u>の同行避難を円滑に受け入れるために避難所運営指針を必要に応じて見直し、市町村や関係機関と、研修会や総合防災訓練における実施等を通じて、平時より普及啓発と連携を進める。(危機管理部、健康社部)</p> <p style="text-align: center;">風-391</p>	<p style="text-align: center;">第 37 節 飼養動物の保護対策</p> <p>第 1 基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>1 基本方針 大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。 また、飼い主が<u>ペット</u>と同行避難するため<u>の適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。</u></p> <p>2 実施計画 (1) 【市が実施する対策】(市民生活部、農林部、危機管理課) ウ <u>ペット</u>との同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">風-378</p> <p>カ 県は、飼い主と<u>ペット</u>の同行避難を円滑に受け入れるために避難所運営指針を必要に応じて見直し、市町村や関係機関と、研修会や総合防災訓練における実施等を通じて、平時より普及啓発と連携を進める。(危機管理部、健康社部)</p> <p style="text-align: center;">風-379</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第 41 節 観光地の災害応急対策</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>1 観光地での観光客の安全確保</p> <p>(3) 市及び県が実施する対策(市：商工観光スポーツ部、県：危機管理部、<u>観光スポーツ</u>)</p>	<p style="text-align: center;">第 41 節 観光地の災害応急対策</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>1 観光地での観光客の安全確保</p> <p>(1) 市及び県が実施する対策(市：商工観光スポーツ部、県：危機管理部、<u>観光部</u>)</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

<p>部)</p> <p>2 外国人旅行者の安全確保</p> <p>(2) 【県が実施する対策】(観光スポーツ部)</p> <p>国、関係機関等と連携して、帰宅困難者対策として外国人旅行者の早期帰宅を図るため、必要な情報収集を行い、ウェブサイト等を通じて交通機関等の復旧状況を発信するなど、早期帰宅に向けた必要な対応を行う。</p> <p>(4) 【市及び県が実施する対策】(市：商工観光スポーツ部、県：県民文化部、<u>観光スポーツ部</u>)</p> <p style="text-align: right;">風-408</p>	<p>2 外国人旅行者の安全確保</p> <p>(2) 【県が実施する対策】(観光部)</p> <p>国、関係機関等と連携して、帰宅困難者対策として外国人旅行者の早期帰宅を図るため、必要な情報収集を行い、ウェブサイト等を通じて交通機関等の復旧状況を発信するなど、早期帰宅に向けた必要な対応を行う。</p> <p>(2) 【市及び県が実施する対策】(市：商工観光スポーツ部、県：県民文化部、<u>観光部</u>)</p> <p style="text-align: right;">風-396</p>	
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">風水害対策編</p> <p style="text-align: center;">第4章 災害復旧計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 復旧・復興の基本方針の決定</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>2 支援体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【市及び県が実施する対策】(市：全部局)</p> <p>災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。</p> <p style="text-align: right;">風-411</p>	<p style="text-align: center;">風水害対策編</p> <p style="text-align: center;">第4章 災害復旧計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 復旧・復興の基本方針の決定</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>2 支援体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【市及び県が実施する対策】(市：全部局)</p> <p>災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</p> <p style="text-align: right;">風-398</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災施設の復旧等</p>	<p style="text-align: center;">第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災施設の復旧等</p>	<p>県防災計画の変</p>

<p>(2) 実施計画 (キ) <u>道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">風-413</p> <p>3 職員派遣 (1) 基本方針 災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、被災市町村のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。 そのため、被災市町村は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとる。 なお、職員の派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染症対策を適切に行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">風-414</p>	<p>(2) 実施計画 (キ) <u>他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図る。</u></p> <p style="text-align: center;">風-400</p> <p>3 職員派遣 (1) 基本方針 災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、被災市町村のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。 そのため、被災市町村は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとる。 なお、職員の派遣先において、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染症対策を適切に行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">風-401</p>	<p>更に伴う変更</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第5節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第3 活動の内容 (3) 実施計画 ア 【市が実施する対策】(都市建設部、危機管理課、税務課) 風-421</p> <p>イ 【県が実施する対策】 (オ) 被害情報把握のための技術的支援(危機管理部、建設部) 被災市町村から、住宅被害情報を把握するため、技術的支援の要請があった場合は支援を行う。 調査等のため職員の派遣要請があったときは、災害の状況を勘案し必要と判断した場合は、被災市町村と十分調整のうえ、必要な人員を適切な時期に派遣する。 なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">風-422</p>	<p style="text-align: center;">第5節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第3 活動の内容 (2) 実施計画 ア 【市が実施する対策】(都市建設部、危機管理課、税務課) 風-406</p> <p>イ 【県が実施する対策】 (オ) 被害情報把握のための技術的支援(危機管理部、建設部) 被災市町村から、住宅被害情報を把握するため、技術的支援の要請があった場合は支援を行う。 調査等のため職員の派遣要請があったときは、災害の状況を勘案し必要と判断した場合は、被災市町村と十分調整のうえ、必要な人員を適切な時期に派遣する。 なお、派遣先において、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">風-407</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

<p>3 生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県社会福祉協議会が実施する対策】</p> <p>県社会福祉協議会は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度により、民生委員・児童委員及び市町村社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金等の貸付を行う。</p> <p>なお、必要に応じて据置期間の延長等資金貸付条件の緩和措置を講ずる。</p> <p style="text-align: center;">風-422</p>	<p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県社会福祉協議会が実施する対策】</p> <p>県社会福祉協議会は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度により、民生・児童委員及び市町村社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金等の貸付を行う。</p> <p>なお、必要に応じて据置期間の延長等資金貸付条件の緩和措置を講ずる。</p> <p style="text-align: center;">風-408</p>	
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--